# 特定建築物等定期報告 作成マニュアル

設備

平成31年3月1日作成平成31年4月3日改訂令和1年6月25日改訂令和2年4月1日改訂令和3年4月1日改訂令和3年7月30日改訂令和4年4月1日改訂

窓口で受け付け完了時に、

第三十六号の六様式(第六条、第六条の二の二関係)(A4)

#### 定期検査報告書

(必ず記入して下さい)

## 検査①

建築設備(昇降機を除く。)

年月日を記入してください (第一面)

この報告書に記載 建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します の事項は、事実に相違ありません。

特定行政庁 福岡市長 令和 4 年 8 月 20 日 ホテル◇◇ 報告者氏名 支配人 ◇◇ ◇◇ 山田 二郎 検査者氏名 【 1 . 所有者】 【 イ . 氏名のフリガナ】OOコウギョウカブシキカイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ◇◆ ◇◇ 口.氏 ○○興業(株) 代表取締役社長 ◇◇ ◇◇ 名】 【ハ.郵便番号】 810-\*\*\* 【 二 . 住 所】 福岡市中央区△△△△2丁目2番2号 **V**···· 報告者氏名は、所有者と管理者が 【ホ.電話番号】 000-000-0000 異なる場合は、管理者を記入してく 【 2 . 管理者】 ださい 6 ... 【 イ. 氏名のフリガナ 】 <del>ホテル◊◊ シハイ=ン ◊◊ ◊◊</del> 【口.氏 名】 ホテル◇◇ 支配人 ◇◇ ◇◇ 【ハ.郵便番号】 811-\*\*\* 【 ニ. 住 所】 福岡市東区△△△△1丁目1番1号 【 ホ. 電話番号】 000-000-0000 【 3 . 報告対象建築物】 【 イ. 所 在 地】 福岡市東区△△△△1丁目1番1号 【 口. 名称のフリガナ 】 ホテレ◇◇ 各検査結果表より該当する項目に ホテル◇◇ 【 ハ. 名 称 】 チェックを入れてください 【4.検査による指摘の概要】 (□既存不適格)

【 イ. 指摘の内容】 ✓要是正の指摘あり 換気: 1-(9)居室の換気量不足 【 口. 指摘の概要】

排煙: 1-(12)排煙口前に荷物有り

✓ 有

指摘なし

【 ハ. 改善予定の有無 】 【 ニ. その他特記事項】

非照: 2-(1)不点灯、蓄電池不良、2-(2)照度不足

(令和 4 年 12 月に改善予定)

第2面の各設備の検査の状況【ロ. 指摘の概要】に記入された 事項があれば、すべて転記してください

※受付欄 **※** 特記欄 令 和 年 月 日 묽 第 係員氏名

_		
1	整理番号	管理者(所有者)宛に送付した通知文書に記載している番号を必ず記入してください。 (建築設備の整理番号は末尾が「1」となります。)
2	特定行政庁	建築物の所在地ごとに 北九州市内: <b>北九州市長、</b> 福岡市内: <b>福岡市長</b> 、久留米市内: <b>久留米市長</b> 大牟田市内: <b>大牟田市長、</b> それ以外: <b>福岡県知事</b> となります。
3	提出日	報告書をセンターに提出する日付を記入してください。 なお、訂正・添付書類不足等で受付できないこともありますので、 <mark>窓口で記入</mark> してください。
4	報告者氏名	法人の場合は会社名、代表者の役職名、氏名を記入してください。 所有者、管理者が異なる場合は <mark>管理者</mark> を記入してください。 <mark>※令和3年1月より、下記の検査者も含めて押印が不要となりました。</mark>
	検査者氏名	検査者が2名以上の時は、 <mark>代表となる検査者</mark> を記入してください。
5	所有者管理者	所有者、管理者が法人の時はそれぞれ法人の名称、代表者の役職、氏名、住所、電話番号を記入してください。  ※結果通知書や次回の通知文書は管理者宛に送付されます。 郵便物の届く住所を記入してください。(部屋番号も記入してください。) 管理者(所有者)が変更となった時は、変更届のご提出をお願いします。 (変更届は、住宅センターホームページからダウンロードできます。)
	報告対象建築物	所在地は、 <mark>住居表示</mark> でお願いします。 建物名称は、 <mark>現在の名称</mark> を記入してください。
7	を 検査による指摘 の概要	第二面の【6. 換気設備の検査の状況】【10. 排煙設備の検査の状況】 【14. 非常用の照明装置の検査の状況】のそれぞれのまとめを記入してください。  【イ. 指摘の内容】・・・「検査結果表」の判定が ・全て指摘なしの場合→□指摘なしにチェック ・一つでも要是正判定があった場合→□要是正にチェック ※但し、要是正項目の全てが既存不適格の場合は□既存不適格にもチェックを入れて ください。(一部でも既存不適格ではない是正がある場合は□要是正のみにチェック) 【ロ. 指摘の概要】・・・要是正又は既存不適格と判定された項目について全て記入して ください。 【ハ. 改善予定の有無】・・・改善予定が有の場合、その予定年月の最も早いものを記入して ください。 【二. その他の特記事項】・・・指摘された事項以外で特に報告すべき事項があれば、 記入してください。

●「要是正」とは・・・平成20年3月10日(国土交通省告示第285号) 検査② 別表(に)の判定基準を参考にしてください。

- ●「既存不適格」とは・・・建築物が建築された時点での法令に適合していたが、その後に定められた法令に 合わない場合を「既存不適格」といいます。この場合、法の不遡及の原則により その法令は適用されません。
- ※ 検査①②、換気①~④、排煙①~③、非照①~④は、 定期報告(設備)作成マニュアル補助資料(P40以降)を参照してください。

建築設備の状況等	
【 1 . 建築物の概要】 【 イ. 階 数】 地上 5 階 地下 階 【 ロ. 建築面積】 4,500.49 ㎡	
【 ハ.延べ面積 】     13,387.92   ㎡ 【 ニ.検査対象建築設備 】 <mark>✓</mark> 換気設備 <b>✓</b> 排煙設備 <b>✓</b> 非常用の照明装置	
【 2 . 確認済証交付年月日等】 【 イ. 確認済証交付年月日】 【 ロ. 確認済証交付者】 【 ハ. 検査済証交付年月日】 【 二. 検査済証交付年月日】 【 二. 検査済証交付者】	号)号)
【 3 . 検査日等】 【 イ. 今回の検査】 【 ロ. 前回の検査】	,
【4.換気設備の検査者】       (代表となる検査者)       (大臣 )登録第 ******         【イ.資 格】(1級 )建築士       建築設備検査員 第	号号
【 ロ.氏名のフリガナ】◆◆ ◆◆ 【 ハ.氏 名】 ◆◆ ◆◆ 【 ニ.勤 務 先】 ◆◆一級建築士事務所 ( 1級 )建築士事務所 ( 福岡県 )知事登録第 1-******	* 号
【ホ.郵便番号】 812-**** 【ヘ.所在地】 福岡市博多区△△△1-1-1 【ト.電話番号】 OOO-OOO-OOO (その他の検査者) 【イ.資格】( )建築士 ( )登録第	号 号
建築設備検査員 第 【ロ.氏名のフリガナ】 【ハ.氏 名】 【ニ.勤務先】	
【 ホ. 郵便番号】 【 ヘ. 所 在 地】 【 ト. 電話番号】	号
【 5.換気設備の概要 】 12 換気① 別表1の系統数·室数と合わせて	ヒキロ
为我100米机数 主数C177CC	4 室)
	3 室) Fさい
【ハ.居室等】 □□自然換気設備(系統室)□機械換気設備(系統- □□中央管理方式の空気調和設備(系統室)□機械換気設備(系統	室)
がなり。	「さい
【 ニ. 防火ダンパーの有無 】	
【 イ. 指摘の内容】	~
【ハ.改善予定の有無】 √有 (令和 4 年 12 月に改善予定) □無 【7.換気設備の不具合の発生状況】 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
【 イ. 不 具 合】 □有 ✓無	予定なし

_		
	建築物の概要	(イ)(ロ)(ハ)は直前の確認(完了)検査の申請書類等に記載されているものを記入してください。 【二. 検査対象建築設備】は、該当する設備全てにチェックを入れてください。 ※福岡県内は、 <mark>給水設備及び排水設備</mark> は、 <mark>対象外</mark> です。
9	確認済証 交付年月日等	【イ. 確認済証交付年月日】及び【ハ. 検査済証交付年月日】は検査対象の建築設備等に関する直前の確認済証交付年月日及び検査済証交付年月日を記入してください。
1	<b>検査日時</b>	【イ. 今回の検査】・・・検査が終了した年月日を記入してください。 【ロ. 前回の検査】・・・前回の報告年月日を記入してください。 (前回の報告書をセンターへ提出した日) 前回未実施や今回が初めて(初回)の場合は、口未実施にチェックを入れてください。 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】・・・前回の定期検査の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。
1	1 換気設備の 検査者	複数で検査を実施した場合、検査資格を有する全ての検査者を記入してください。 検査資格を持たない方が検査の補助をする場合、その方は記入しないでください。 建築士の資格により検査した場合は、事務所登録番号を必ず記入してください。検査者の勤 務先・住所・電話番号も忘れずに記入してください。 ※対象となる設備がない場合は、記入不要です。(※斜線を引いてください。) 建築設備検査員の資格により検査した場合は、資格者証の交付番号を記入してください。
1	2 換気設備の 概要	【イ. 無窓居室】・・・・換気の為の有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる 居室。 ※福岡県内では、自然換気設備は定期検査の対象外です。 【ロ. 火気使用室】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	3 換気設備の 検査の状況	換気設備検査結果表(別記第一号)の検査の結果を記入してください。  【イ. 指摘の内容】・・・「検査結果表」の判定が ・全て指摘なしの場合→□指摘なしにチェック ・一つでも要是正判定があった場合→□要是正にチェック ※但し、要是正項目の全てが既存不適格の場合は□既存不適格にも チェックを入れてください。(一部でも既存不適格ではない是正がある場合は □要是正のみにチェック) 【ロ. 指摘の概要】・・・要是正又は既存不適格と判定された項目について全て記入して ください。 【ハ. 改善予定の有無】・・・改善予定が有の場合、その予定年月の最も早いものを記入 してください。
1	4 換気設備の 不具合の 発生状況	(イ)(ロ)(ハ)換気設備、排煙設備、非常用照明全てに共通。 不具合等とは、前回検査時以降に把握した各設備の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するものなどです。 不具合等があった場合は、【イ:不具合】の口有にチェックし、【ロ】及び【ハ】についてもチェックを入れてください。また、第三面(建築設備に係る不具合等の状況)にも不具合の概要を記入してください。口無にチェックをしたときは【ロ】及び【ハ】はチェック不要です。

-	8.		煙設備の	り検査	:有】	15									
		て表 イ.	となるため	) 食	· ) 1級	)建築	<del>_</del>		(	大臣	)	登錄	1. 笠	*****	무
	<b>\</b> _	1 .	貝 1		築設備;		上		(	八正	,	召, 称	第	deletetete	号 号
			氏名のこ	フリガ	ナー・	• • •							>14		v
		``.				♠ ♠ — ⟨℧ Z⇒	筑工市攻武								
			勤務	<b>ե ]</b> (	1級		<b>築士事務所</b> 士事務所	(		福岡県	) 好	事る	经録第	1-****	号
			郵便番	导】	812-***		T T 101 171			шни	/ //-	. 4. 7	C 24( )()		,,
	7,		所在力				∆∆1-1-1								
	-		電話番号他の検査		000-0	J00-0	0000								
				ュロ / 各 】 (		)建築	士		(		)	登錄	最第		号
	-			建	築設備				`		ĺ		第	D90*****	号 号
		コ . '` .	氏名のこ		ナ】										
	\			名 】 七 】		■一級建	築士事務所								
	•			_ (	1級		士事務所	(		福岡県	) 知	事型	经绿第	1-****	号
			郵便番号		812-****		<b>A A O 1 1</b>								
			所 在 5 電話番号	也 】 子 】	福岡市博		2000 2000								
<u> </u>	9.		煙設備の		16				_	別表3、-	2,-3	の区	画数と危	合わせて下さ	٠,١
L.					法等の	適用】	階避難	誰安全	検	証法(	꺁	<del>(</del> )	1	館避難安全:	<b>倹証法</b>
Œ							<u> </u>								<u>}</u> "
	[ [	ı			の階段	室又は	付室】	排煙①					排煙		
	_			- \	区画		給気式	•		画 )		圧式	₹ (	区画)	✓無
	( /	``.					路又は乗り	•		-		1	<b>&gt;</b> /	<b>→ →</b> \	
ï	, ,	_ [		- \	区画		<u>✓</u> 給気式		_		<b>✓</b> 加	上三	<del>(</del> 4	区画)	無∥
	_	 Г	非吊用。 █️吸引:		・ロター 区画		ロビーの <i> </i> 給気式			る N 主 】 画 )	⊟±п	圧昇	<u>~</u> (	区画)	<b>/</b> 無
	r 7	t.	<b></b>  吹 ヷュ 居 室	~( 等】	<u> </u>	,	<b>─</b> ─ <sup>和                                   </sup>			画 )	=	圧」  気		区画)	
	<b>`</b>		予備電流		書	電池		月発電	-			エン			
	10.	排			の状況		<u> </u>	14 / 2		<u> </u>			-		
•			指摘の			✓ 要	是正の指抗			(既存	不谚	[格)		指摘なし	17
	[ [		指摘の			12)排煙!	コ前に荷物有	īり							
	( /	٠.	改善予定	どの有	無】	<b>✓</b> 有	( 令和	4 年	1:	2 月に改	善子	·定)		無	
					合の発	生状况		8							
	_	イ.		合】	有		<u> </u>	0							
			不具合言 改善の料			施済	無 改善予算	セ ( 今:	£п	年	Я	) = T/	女善予算	÷\ □3·	定なし
<u> </u>							以 晋 丁 /	E ( 7)	仆	<del>+</del>	月	(نِا ⊃)	(普丁)		となし
	L / ( 作	かま	吊かる	R 切 表 食 杳 者	置の検	直有 】	19								
		<i>i</i> .	資量	久丁 [	1級	) Z++ 公分	+			大臣		Z% \$=	2. 笛	*****	문
							上		(	741	)	登釒		*****	$\sigma$
	,	_	прач	建	築設備		<b>_</b>		(	XII	)	20 变	第	<u> ተ</u>	号 号
			氏名のご	建 フリガ	築設備		<b>-</b>		(	XE	)	豆或		<u> </u>	号
		``.		建 フリガ 名】	築設備	検査員 <b>◆◆</b> <b>◆◆</b>	<b>华士事務所</b>		(	X	)	<b>宝</b> 或		<u>ጥጥጥጥጥ</u>	号
	[ / [ =	``.	氏 经勤務分	建 フリ 名 】 た 】 (	築設備; ナ】 ◆• ・ ・ ・ ・ 1級	検査員 ▶ ◆◆ ▶ <b>一級建</b> )建築		(	(				第	1-****	· 号
	【ノニ	``. = . t .	氏 勤 務 <sup>5</sup> 郵便番 <sup>5</sup>	建 ガ ス え 】 し 】 し 】 し 】 し 】 し 】 し 】 し 】 し し 、 し 、	築設備; ナ】◆◆ 1級 812-***	検査員 ◆ ◆ ◆ ◆ <b>一級建</b> )建築	<b>築士事務所</b> 士事務所	(	(				第		
	【 / ニ 【 / ズ /	、 ニ・ た・	氏 勤 務 郵 便番 所 在	型 リ リ 】 し 、 、 、 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し に 、 し に の に る 。 に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に る に る に る に る に る に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に 。 に る 。 に る 。 に る 。 に 。 に る 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に	築設備; ナ】◆◆ 1級 812-**** 福岡市博	検 ◆ ◆ ★ ◆ ◆ ◆ 一 ◆ 一 建 ※ 区 △ /	<mark>築士事務所</mark> 士事務所 ∆∆1-1-1	(	(				第		
		ハニ・ホトトの	氏勤 郵所電他 番番	フ名先 号也号査建ガ ( )	を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	検査 ◆ ◆ ◆ ◆ 一 ・ 一 建 区 △ △ ○ ○ ○ ○ ○	<b>築士事務所</b> 士事務所 ΔΔ1-1-1 ϽΟΟΟ	(	(		)知	事登	第 经録第		号
		、ニ	氏勤 郵所電他 番番	フ名先 号也号荃各 リース リース リース リース アンス リース アンター ( アンター) ( アンター	±築設備 ↑ 1級 812-***1 福岡市博	検査◆ ◆	<b>築士事務所</b> 士事務所 ΔΔ1-1-1 ϽΟΟΟ	(	(		)知		第 錄第	1-****	号
		ハニ・ホートそイ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	氏勤 郵所電他資 番 は 番 番 は 番 番 は 番 番 は 番 番 巻 番 巻 番 巻 番 巻	フ名札 号也号荃各リ】】 【】】】】】】】】】】】】】】】】】】】】】】】】】】】】】】】】	を ・	検査◆ ◆	<b>築士事務所</b> 士事務所 ΔΔ1-1-1 ϽΟΟΟ	(	(		)知	事登	第 经録第		
		ハニ ホヘトそイ コハ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	氏勤 郵所電他資 氏氏務 便在番検 の名	フ名も、号也号荃各、フ名・サート オート リーオー リーオー リー アイア リータ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイト アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア	を ・	検 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆	<b>築士事務所</b> 士事務所 ΔΔ1-1-1 ϽΟΟΟ 士	(	(		)知	事登	第 錄第	1-****	号
		ハニ ホヘトそイ コハ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	氏勤 郵所電他資 氏番 番 せい 名 の 名 の 名 の 名 の 名 の 名 の ここ の ここ の ここ の	フ名も、号也号荃各、フ名・サート オート リーオー リーオー リー アイア リータ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイト アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア	<ul> <li>4</li> <li>2</li> <li>1</li> <li>8</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>2</li> <li>3</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>5</li> <li>6</li> <li>7</li> <li>8</li> <li>1</li> <li>2</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>5</li> <li>6</li> <li>7</li> <li>6</li> <li>7</li> <li>8</li> <li>7</li> <li>8</li> <li>9</li> <li>9<td>検 ◆ ◆ ) ↓ § O ) 検 ■ ■ A</td><td><ul><li>築士事務所</li><li>士事務所</li><li>ΔΔ1-1-1</li><li>DOOO</li><li>士</li><li>築士事務所</li></ul></td><td></td><td>(</td><td>福岡県</td><td>)知</td><td>事登 登錄</td><td>第録第第</td><td>1-***** D90*****</td><td>号号</td></li></ul>	検 ◆ ◆ ) ↓ § O ) 検 ■ ■ A	<ul><li>築士事務所</li><li>士事務所</li><li>ΔΔ1-1-1</li><li>DOOO</li><li>士</li><li>築士事務所</li></ul>		(	福岡県	)知	事登 登錄	第録第第	1-***** D90*****	号号
		ハニ ホヘトそイ コハニ・・・・・の・・・・・の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	氏勤 郵所電他資 氏氏勤務 便在話の 名 務 番 番 番 検 の 務	フ呂先 号也号荃各 フ呂先 リート リート リーオー リーオー リーオー リーリー (建ガー)(建ガー)(	<ul> <li>4</li> <li>2</li> <li>1</li> <li>8</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>2</li> <li>3</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>5</li> <li>6</li> <li>7</li> <li>8</li> <li>1</li> <li>2</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>5</li> <li>6</li> <li>7</li> <li>6</li> <li>7</li> <li>8</li> <li>7</li> <li>8</li> <li>9</li> <li>9<td>検 ◆ ◆ ) *</td><td><b>築士事務所</b> 士事務所 ΔΔ1-1-1 ϽΟΟΟ 士</td><td>(</td><td>(</td><td>福岡県</td><td>)知</td><td>事登 登錄</td><td>第録第第</td><td>1-****</td><td>号</td></li></ul>	検 ◆ ◆ ) *	<b>築士事務所</b> 士事務所 ΔΔ1-1-1 ϽΟΟΟ 士	(	(	福岡県	)知	事登 登錄	第録第第	1-****	号
		ヘニ ホヘトそイ コハニ ホヘ・・・・・の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	氏勤 郵所電他資 氏氏務 便在番検 の名	フ呂垞 号也号荃各 フ呂垞 号也リ】】 】】】者】 リ】】 】】】者】 リ】】 】】建ガ ( )(建ガ (	<ul> <li>4</li> <li>2</li> <li>1</li> <li>8</li> <li>1</li> <li>2</li> <li>8</li> <li>1</li> <li>2</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>5</li> <li>6</li> <li>7</li> <li>8</li> <li>1</li> <li>2</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>5</li> <li>6</li> <li>7</li> <li>8</li> <li>1</li> <li>2</li> <li>2</li> <li>3</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>5</li> <li>6</li> <li>7</li> <li>8</li> <li>9</li> <li>9<td>検 ◆ ◆ ) * 多 O ) 検 ■ ) * 多 O 建香 ■ 1 建 区 G 建香 ■ 級築 △ C 築員 ■ 建築 △ △</td><td><b>築士事務所</b> 士事務所 ΔΔ1-1-1 DOOO 士 <b>築士事務所</b> 士事務所</td><td></td><td>(</td><td>福岡県</td><td>)知</td><td>事登 登錄</td><td>第録第第</td><td>1-***** D90*****</td><td>号号</td></li></ul>	検 ◆ ◆ ) * 多 O ) 検 ■ ) * 多 O 建香 ■ 1 建 区 G 建香 ■ 級築 △ C 築員 ■ 建築 △ △	<b>築士事務所</b> 士事務所 ΔΔ1-1-1 DOOO 士 <b>築士事務所</b> 士事務所		(	福岡県	)知	事登 登錄	第録第第	1-***** D90*****	号号

# 排煙設備の 検杳者 16 排煙設備の概要

複数で検査を実施した場合、検査資格を有する全ての検査者を記入してください。 検査資格を持たない方が検査の補助をする場合、その方は記入しないでください。 建築士の資格により検査した場合は、事務所登録番号を必ず記入してください。検査者の勤 務先・住所・電話番号も忘れずに記入してください。

※対象となる設備がない場合は、記入不要です。(※斜線を引いてください。)

建築設備検査員の資格により検査した場合は、資格者証の交付番号を記入してください。

排煙設備とは、排煙機により排煙される設備であり、自然排煙設備は定期検査の 対象外です。

【イ. 階避難安全検証法等の適用】

- ・階避難安全検証法・・・建築基準法施行令第129条第3項に規定する階避難安全検証法 により階避難安全性能が確かめられた建築物はチェックを入れ、 併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。
- ・全館避難安全検証法・・・同令129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により 全館避難安全性能が確かめられた建築物の時は、チェックを 入れてください。
- (ロ)(ハ)(二)・・・該当する部屋がなければ「無」にチェックを入れてください。
- 【ホ. 居室等】・・・(ロ)(ハ)(二)以外の居室、廊下等の用に供する部分について記入して ください。該当するときは排煙方式や区画の数を記入してください。

排煙設備検査結果表(別記第二号)の検査の結果を記入してください。

17

【イ. 指摘の内容】・・・「検査結果表」の判定が

- ・全て指摘なしの場合→□指摘なしにチェック
- ·一つでも要是正判定があった場合→□要是正にチェック
  - ※但し、要是正項目の全てが既存不適格の場合は□既存不適格にも チェックを入れてください。(一部でも既存不適格ではない是正がある場合は □要是正のみにチェック
- 【ロ. 指摘の概要】・・・要是正または既存不適格と判定された項目について全て記入して ください。
- 【ハ、改善予定の有無】・・・改善予定が有の場合、その予定年月の最も早いものを記入 してください。

18

(イ)(ロ)(ハ)換気設備、排煙設備、非常用照明全てに共通。

合の発生状況

排煙設備の検査

の状況

不具合等とは、前回検査時以降に把握した各設備の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣 排煙設備の不具化に起因するものなどです。

不具合等があった場合は、【イ:不具合】の口有にチェックし、【ロ】及び【ハ】についてもチェック を入れてください。また、第三面(建築設備に係る不具合等の状況)にも不具合の概要を記入 してください。口無にチェックをしたときは【ロ】及び【ハ】はチェックしません。

19

非常用の照明装 置の検査者

複数で検査を実施した場合、検査資格を有する全ての検査者を記入してください。 検査資格を持たない方が検査の補助をする場合、その方は記入しないでください。

**建築士**の資格により検査した場合は、**事務所登録番号**を必ず記入してください。検査者の勤 務先・住所・電話番号も忘れずに記入してください。

※対象となる設備がない場合は、記入不要です。(※斜線を引いてください。)

**建築設備検査員**の資格により検査した場合は、資格者証の交付番号を記入してください。

【 13 . 非常用の照明装置の概要 】 20 令和2年度よりLEDが追加されました	]
【 イ. 照明器具】	計 177 30 灯) 灯) 灯)
ー □その他(	. 階段 灯) † 177 OK
【 14. 非常用の照明装 21 (	
【 15. 非常用の照明装置の不具合の発生状況 】 22 【 イ. 不 具 合】	□予定なし
【16.給水設備及び排水設備の検査者】 (代表となる検査者) 【イ資格】( )建築士 ( )登録第 建築設備検査員 第 【ロ.氏名のフリガナ】	<del>당</del>
【ハ.氏       名】         【二.勤務先       )建築士事務所 ( )知事登録第         【ホ.郵便番号】       【へ.所在地】         【ト.電話番号】	<del>号</del> 
【 17. 給水設備及び排水設備の概要】 【 イ. 飲料水の配管設備】	基 m²)
【ロ.排水設備】	槽 23 5 )
【 18. 給水設備及び排水設備の検査の状況】 【 イ. 指摘の内容】   □要是正の指摘あり (□既存不適格)   □指摘が 【 ロ. 指摘の概要】 【 ハ. 改善予定の有無】   □有 ( 令和 年 月に改善予定)   □無	: L
【 19. 給水設備及び排水設備の不具合の発生状況】 【 イ. 不 具 合】 □ 有 □ 無 【 ロ. 不具合記録】 □ 有 □ 無 【 ハ. 改善の状況】 □実施済 □改善予定(令和 年 月に改善予定)	□予定なし
【 20 . 備考】	
【国土交通大臣が定める検査項目の有無】 ✓ 有 ✓ 換気設備 ✓ 排煙設備 🗌 無	== 2 /54
24 換気設備: 検査項目1-(9)の検査は、令和3年度~令和5年度に全数検査実施 排煙設備: 検査項目1-(18)の検査は、令和3年度~令和5年度に全数検査実施	記入例

2	0 非常用の照明装 置の概要	・【イ. 照明器具】の灯数の総数と【ロ. 予備電源】の灯数の総数は同じとなります。 ・【ロ. 予備電源】には、該当する予備電源の種類にチェックを入れ、()内には、 設置場所を記入してください。 ・「居室」には「廊下」「階段」以外の全ての灯数を記入してください。
2	1 非常用の照明装 置の検査の状況	非常用の照明装置の検査結果表(別記第三号)の検査の結果を記入してください。  【イ. 指摘の内容】・・・「検査結果表」の判定が ・全て指摘なしの場合→□指摘なしにチェック ・一つでも要是正判定があった場合→□要是正にチェック ※但し、要是正項目の全てが既存不適格の場合は□既存不適格にも チェックを入れてください。(一部でも既存不適格ではない是正がある場合は □要是正のみにチェック) 【ロ. 指摘の概要】・・・要是正または既存不適格と判定された項目について全て記入して ください。 【ハ. 改善予定の有無】・・・改善予定が有の場合、その予定年月の最も早いものを記入 してください。
2	2 非常用の照明装 置の不具合 の発生状況	(イ)(ロ)(ハ)換気設備、排煙設備、非常用照明全てに共通。 不具合等とは、前回検査時以降に把握した各設備の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するものなどです。 不具合等があった場合は、【イ:不具合】の口有にチェックし、【ロ】及び【ハ】についてもチェックを入れてください。また、第三面(建築設備に係る不具合等の状況)にも不具合の概要を記入してください。口無にチェックをしたときは【ロ】及び【ハ】はチェックしません。
2	給水設備及び 排水設備	福岡県内は、 <mark>定期報告の対象外</mark> になりますので、斜め線で消してください。
2	備考	国土交通大臣が定める1年から3年までの間に行う検査項目の有・無について、該当するチェックボックスに「✔」マークを入れてください。「有」に「✔」を入れた場合には該当する設備に「✔」を入れ、プルダウンメニューから選択してください。(選択内容は概要書の備考欄にも記入してください。)【記入例】 ・換気設備:検査項目1-(9)の検査は令和3年度~令和5年度に全数検査実施。 ・排煙設備:検査項目1-(18)の検査は令和3年度~令和5年度に全数検査実施。

25

# 【 1 . 換気設備】

不具合を 把握した 年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定) 年月	改善措置の概要等

# 【 2 . 排煙設備】

不具合を 把握した 年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定) 年月	改善措置の概要等

## 【 3 . 非常用の照明装置】

不具合を 把握した 年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定) 年月	改善措置の概要等
R3/8	非常照明器具点検用紐切れ	物が引っ掛かり切れる	(R4/12)	点検用紐の取付け

# 【 4 . 給水設備及び排水設備】

不具合を 把握した 年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定) 年月	改善措置の概要等

25

# 建築設備に係る不具合等の状況

- · 前回検査報告した後に把握した、各設備の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に 起因するものがあれば記入してください。
- 「考えられる原因」には不具合が生じた原因を記入してください。原因が不明な時は「不明」 と記入してください。
- 「改善措置の概要等」には既に改善を実施している場合または改善の予定がある場合、 具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合は、その理由を記入 してください。
- ・「不具合」と「要是正」は、意味が異なります。 (※不具合には、今回の定期検査の指摘事項は含まれません。)
- 前回の検査時以降に不具合等を把握していない場合は、第三面は省略できます。

# 記載例中で、下記の表記がついている項目は、 P40以降のマニュアル補助資料を参考にして下さい。

記載例頁	表記		説明(マニュアル補助資料)
P. 1	検査①	P. 41	建築基準法第12条第3項の規定(報告、検査等)について
P. 2	検査②	P. 41	既存不適格について
P. 3	換気①	P. 42	換気設備を設けるべき室について
P. 28	換気②	P. 43	機械換気設備の種類(換気方式)について
P. 30	換気③	P. 44	火気使用室の排気フード等の形状と必要換気量について
P. 30	換気④	P. 44	燃料と理論排ガス量について
P. 5	排煙①	P. 45	排煙方式について
P. 5	排煙②	P. 46	特別避難階段の付室及び非常用エレベータの乗降ロビーの基準
P. 31	排煙③	P. 46	吸引式(機械排煙設備)の排煙機の能力について
P. 7	非照①	P. 47	非常照明器具の種類について
P. 7	非照②	P. 48	予備電源の分類について
P. 34	非照③	P. 49	非常照明の照度測定箇所(参考例)
P. 34	非照④	P. 50	非常照明の照度測定箇所(参考例)

## **検査結果表** (換気設備)

# 換気設備の記入例

		氏 名	検査者番号
当該検査に関与した検	代表となる検査者	** **	
查者		A	
	その他の検査者		

						検査結果		担当
番号	(い)	検 査 項 目	(ろ)検査事項	В	指摘	要是正		担ヨ 検査者
			, ,,		なし		既 存 不適格	番号
1	法第28条第2	2項又は第3項の規定	_ に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を	設けるべき	調理室等	を除く。		
(1)		機械換気設備(中央管理	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口	及び排気口へ				
(2)		方式の空気調和設備を 含む。)の外観	の雨水等の防止措置の状況 給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	1	$\stackrel{\circ}{\sim}$			
(3)		136 / S/14/2	各居室の給気口及び排気口の設置位置	2	$\overset{\circ}{\circ}$			
			各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	3	<u>O</u>			
(4)				4	<u>O</u>			
(5)			風道の取付けの状況	5	<u> </u>			
(6)			風道の材質	6	<u> </u>			
(7)			給気機又は排気機の設置の状況	7	<u>O</u>			
(8)			換気扇による換気の状況	8	0			
(9)		機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備	各居室の換気量	9		0		
(10)	I I felt arm I Is	を含む。) の性能	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	10	<u>Q</u>			
(11)	中央管理方式 の空気調和設	空気調和設備の主要機 器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況	11	0			
(12)	備	nu / O nu n · / mu	空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	12	0			
(13)			空気調和設備の運転の状況	13	0			
(14)			空気ろ過器の点検口	14	0			
(15)			冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	15	0			
(16)		空気調和設備の性能	各居室内の温度	16	Ó			
(17)			各居室内の相対湿度	17	Õ			
(18)			各居室の浮遊粉じん量	18	Õ			
(19)			各居室の一酸化炭素含有率	19	Ŏ			
(20)			各居室の二酸化炭素含有率	20	$\tilde{\circ}$			
(21)			各居室の気流	21	$\overset{\sim}{\cap}$			
2	換気設備を記	设けるべき調理室等	I .				ļ	
(1)	自然換気設備	排気筒、排気フード及び	煙突の材質	1	$\circ$			
(2)	及び機械換気 設備	排気筒、排気フード及び	煙突の取付けの状況	2	Ŏ			
(3)	100	給気口、給気筒、排気口	、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	3	Ŏ			
(4)		給気口、排気口及び排気	フードの位置	4	Ŏ			
(5)		給気口、給気筒、排気口	、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	5	$\overset{\sim}{\sim}$			
(6)		排気筒及び煙突の断熱の	状況	6	$\tilde{\circ}$			
(7)		排気筒及び煙突と可燃物	、電線等との離隔距離	7	$\stackrel{\circ}{\cap}$			
(8)		煙突等への防火ダンパー	、風道等の設置の状況	8				
(9)	自然換気設備		の状況(密閉型燃焼器具の煙突を除く。)	9				
(10)	機械換気設備		び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	10				
(11)		換気扇による換気の状況			$ \frac{\circ}{\circ}$			
(12)		給気機又排気機の設置の		11	$\overset{\circ}{\sim}$			
(13)		機械換気設備の換気量	·VVVu	12	$\sim$			
	注句20名を		に甘べも協有が供がむけられた早中学生	13	$\cup$			
(1)	<b>広男28宋男2</b>   防火ダンパー	2. <b>垻又は第3項の規正</b> 防火ダンパーの設置の場	に基づき換気設備が設けられた居室等 沢	1	$\overline{}$		I	
(2)	等(外壁の開	防火ダンパーの取付けの			$\sim$			
(3)	口部で延焼の おそれのある	防火ダンパーの作動の状		3	$\stackrel{\circ}{\sim}$			
(4)	部分に設ける	防火ダンパーの劣化及び	·-		$\overset{\circ}{\sim}$			
	ものを除 く。)		有無及び大きさ並びに検査口の有無	4	$\overline{\circ}$			
				5	$\overline{Q}$			
(5)	1			6	()	1		
(6)		防火ダンパーの温度ヒュ			$\stackrel{\smile}{\sim}$			
(6)		壁及び床の防火区画貫通	部の措置の状況	7	ŏ			
(6)		壁及び床の防火区画貫通 連動型防火ダンパーの煙			Ö			

#### 換気設備の検査方法

○建築設備(昇降機を除く。) の定期検査報告における検査及び定期検査における 点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

平成20年 3月10日 (国土交通省告示第285号)

赤字は規則第6条第1項に基づき、国土交通大臣が定める1年から3年までの間に1回行う検査項目。

※黄色の網掛けは、別表の測定結果・計算表等を添付すること。
※青色の網掛けは、他の法令による点検等の記録により確認出来る項目。指摘がある場合は改めて検査。

#### 別表第一 (は)検査方法、(に)判断基準 の概要

#### 1 法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)

- ■目視により、給排気口に雨水又はねずみ、虫、ほこり等衛生上有害なものを防いでいる事を確認。
- 2 目視又は触診により、取り付けが堅固で著しい腐食、損傷等がない事を確認。
- 3 目視と図書等により、給気口及び排気口の位置関係を確認し、著しく局部的な流れが生じていない事を確認。
- 4 目視又は触診により、取り付けが堅固で著しい腐食、損傷等がない事を確認。
- 15 目視又は触診により、風道の接続部に損傷・風道からの空気の漏れがない事と取り付けが堅固な事を確認。
- 6 目視又は触診により、風道が空気を汚染するおそれのない材料である事を確認
- ▼目視又は触診により、機器の損傷と取り付けが堅固で著しい腐食、損傷等がない事を確認。
- 8 目視により、外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていない事を確認。
- 10 中央監視室において制御及び作動の状況を確認
- 目視又は触診により、取り付けが堅固で著しい腐食、損傷等がない事を確認。 11
- 12 目視により、空気調和機又は配管に変形、破損又は著しい腐食がない事を確認。
- 目視又は触診により、運転時に異常な音・振動・発熱がない事を確認
- 14 目視により、フィルター等の取り換えが容易である事、点検用の十分な空間の確保を確認
- 15 目視による確認とともに必要に応じて巻尺等により測定。冷却塔~冷却塔:2m、冷却塔~建築物開口部;3m
- **16** 居室の中央付近において温度計により測定。(17度~28度)
- **17** 居室の中央付近において湿度計により測定。(40%~70%)
- 18 居室の中央付近において粉じん計により測定。 (0.15mg/m3以下)
- 19 居室の中央付近においてガス検知管等により測定。 (10ppm以下)
- 20 居室の中央付近においてガス検知管等により測定。 (1000ppm以下)
- 21 居室の中央付近において風速計に

#### 2 換気設備を設けるべき調理室等

- 目視又は触診により、不燃材である事を確認。
- 2 目視又は触診により、取り付けが堅固で著しい腐食、損傷等がない事を確認。
- 3 目視による確認とともに、有効開口面積等を必要に応じて巻尺等により測定。
- 4 目視による確認とともに、給排気口の設置高さを必要に応じて巻尺等により測定。
- **5** 目視又は触診により、鳥の巣等により給排気が妨げられていない事を確認。
- 6 目視又は触診により、断熱材に脱落又は損傷していない事を確認。
- ▼ 目視により、周囲の可燃物との離隔(15 c m以上)を確認するとともに、必要に応じて巻尺等により測定。
- 8 目視又は触診により、防火ダンパーその他温度上昇により排気の妨げや他の換気設備への連結がない事を確認。
- 9 目視により、屋根面や軒との垂直距離 (60cm) を確認とともに、必要に応じて巻尺等により測定。
- 10 目視により、直接外気に開放した換気扇等、機器の排ガス温度を65度以下又は連結する機器を自動停止する事を確認。
- 目視により、外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていない事を確認。
- 12 目視又は触診により、機器の損傷と取り付けが堅固で著しい腐食、損傷等がない事を確認。
- 13 排気口を風速計で測定し換気量を算出する

別表 2

地 F11階以 Fの

建築物の屋上

- 3 法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室
- 1 設計図書等と目視により確認。
- 2 目視又は触診により、主要構造部に堅固に取り付けられ著しい腐食がない事を確認。
- ダンパーの円滑な作動を確認。
- ■4 目視又は触診により、防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食がない事を確認。
- 5 目視により、天井、壁等に一辺が45 cm以上の保守点検口並びに作動状況を確認できる検査口の設置を確認。
- 6 目視により、適正な溶解温度の温度ヒューズを使用している事を確認。 一般換気:72℃、厨房換気:120℃
- 7 目視により、防火区画部の風道が1.5 mm以上の鉄板製又は鉄網モルタル塗等の不燃材料で被覆されているを確認。
- 8 目視により、感知器の仕様等を確認とともに、必要に応じて巻尺等により測定。防火ダンパーから10m以内、壁から60cm以上
- 9 発煙試験器、加熱試験器等により連動作動の状況を確認。

4	上記以外の検査項目等					
特記事	項					
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等			改善(予 定)年月
1-(9)	機械換気の換気量	居室の換気量不足 C	排風機の点検整備が必要			(R4/12)

#### (注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消して ください。
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第一(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第一(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定 基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に〇印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、 当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ① 1(9)「各居室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表(別表1)を添付してください。
- ② 2(12)「機械換気設備の換気量」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表(別表2)を添付してください。
- ③ 4「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ④ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑤ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

#### 建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

**D** 畑の項

1 建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録については、次の表の左欄に掲げる各別表における中欄の項目に対して、それぞれ同表の右欄に掲げる法令による点検等の記録とすること。

別表	項目	建築基準法令以外の法令
別表第一 (換気設備)	1項(4)、(13)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和45年法律第20号)

2 前回の検査後に別表第一に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録、又は前回の検査後に別表第一に掲げる検査について建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録により確認する場合においては、当該建築設備の実態や他の項目等の結果を適切に把握した上で判断すること。また、当該記録において、何らかの指摘事項がある場合は、定期検査時にも改めて検査すること。

С		■検査の結果、要是正の指摘(既存不適格の場合も含む)があった場合には、必ず記入し、 指摘が無い場合でも特記すべき事項があれば、記入してください。
	11127	番号:項目の番号を入れてください。 検査項目等:該当する検査項目番号に応じた内容を記入してください(簡略も可)。 指摘の具体的内容等:指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入してください。 改善策の具体的内容等:改善策が明らかになっている場合は、その内容を記入してください。 改善(予定)年月:改善予定が明らかになっている場合は、当該予定年月を()書きで記入し、 予定がないときは「一」としてください。

Α	当該検査に関与した 検査者	<ul><li>■検査者が1名で検査したときは、代表となる検査者欄に記入してください。</li><li>■検査者が2名以上のときは、その他の検査者に氏名を記入し、検査者が特定できる番号や記号(1, 2 など)を記入してください。</li><li>以下の検査項目ごとに担当検査者番号を記入してください。</li></ul>
В	(い)検査項目 (ろ)検査事項 検査結果	<ul><li>■該当しない検査項目があるときは、斜線を引くか当該項目の「番号」から「担当検査者番号」までを取消線で抹消してください。</li><li>■「検査結果」欄は、「指摘なし」「要是正」「既存不適格」のいずれかに○を入れてください。 ※既存不適格に○を入れたときは、「要是正」にも必ず○を入れてください。</li></ul>

D

左記表の項目については、**建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録**があれば、これによって判断することも可能です。 ただし、当該記録において、何らかの指摘事項がある場合は、定期検査時に改めて検査してください。

# 検査結果表

(排煙設備)

# 排煙設備の記入例

		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者	<b>** **</b>	1
査者	その他の検査者	A	2
	ての他の検査有		

						検査結果		担当
番号	(い)	検 査 項 目	(ろ) 検査事項		指摘	要是正	既存	検査者
					なし		不適格	番号
1		3項第2号に規定す 頁に規定する居室等	「る階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規	定する	昇降路又	スは乗降	ロピー、	令第126
(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況	1	$\bigcirc$			1
(2)			排煙風道との接続の状況	2	$\stackrel{\circ}{\cap}$			1
(3)			排煙出口の設置の状況	3	$\stackrel{\circ}{\cap}$			1
(4)			排煙出口の周囲の状況	4	$\overset{\sim}{\circ}$			1
(5)			屋外に設置された排煙出口への雨水等の防止措置の状況	5	$\tilde{\circ}$			1
(6)		排煙機の性能	排煙口の開放との連動起動の状況	6	$\tilde{\circ}$			2
(7)			作動の状況	7	Ŏ			2
(8)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	8	Ŏ			2
(9)			排煙機の排煙風量	9	0			1
(10)			古山滋田寺 アナン)ナス 知知立てが左動事能の監視の時間	10	O			1
(10)	排煙口	機械排煙設備の排煙口	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況 排煙口の位置	10				
(11)	7年7里口	の外観	排理日の位直	11	0			1
(12)			排煙口の周囲の状況	12		0		1
(13)			排煙口の取付けの状況	13	$\circ$			1
(14)			手動開放装置の周囲の状況	14	Ŏ			1
(15)			手動開放装置の操作方法の表示の状況	15	Ŏ			1
(16)		機械排煙設備の排煙口	手動開放装置による開放の状況	16	Ŏ			1
(17)		の性能	排煙口の開放の状況	17	0			1
(18)			排煙口の排煙風量	18	0			1 -
(19)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	10				
(20)			煙感知器による作動の状況	19				
(20)			/生党(知益による)下期(の(小))	20	0			
(21)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風 道(隠蔽部分及び埋設	排煙風道の劣化及び損傷の状況	21	0			1
(22)		理 (隠骸部分及び埋設 部分を除く。)	排煙風道の取付けの状況	22	Ŏ			1
(23)			排煙風道の材質	23	0			1
(24)			防煙壁の貫通措置の状況	24	0			1
(25)			排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	25	0			1
(26)		防火ダンパー (外壁の 開口部で延焼のおそれ	防火ダンパーの取付けの状況	26	0			1
(27)		のある部分に設けるも	防火ダンパーの作動の状況	27	0			1
(28)		のを除く。)	防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	28	0			1
(29)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	29	0			1
(30)			防火ダンパーの温度ヒューズ	30	0			1
(31)			壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況 (防火ダンパーが令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区 する部分に近接する部分に設けられている場合に限る。)	. <mark>31</mark> 四で貝畑	0			1
(32)	特殊な構造の 排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の	排煙口及び給気口の大きさ及び位置	32				
(33)	DEVEN NH	外観	排煙口及び給気口の周囲の状況	33				
(34)			排煙口及び給気口の取付けの状況	34				
(35)			手動開放装置の周囲の状況	35				
(36)			手動開放装置の操作方法の表示の状況	36				
(37)		特殊な構造の排煙設備	排煙口の排煙風量	37				
(38)		の排煙口の性能	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	38				
(39)			煙感知器による作動の状況	39	-/-			
(40)		特殊な構造の排煙設備	給気風道の劣化及び損傷の状況	40				/
(41)		の給気風道(隠蔽部分 及び埋設部分を除	給気風道の材質	41				
(42)		く。)	給気風道の取付けの状況	42				<del></del>
(43)			防煙壁の貫通措置の状況	43				
(44)		特殊な構造の排煙設備	給気送風機の設置の状況	44			/	<u> </u>
(45)		の給気送風機の外観	給気風道との接続の状況	45				
(46)		特殊な構造の排煙設備	排煙口の開放と連動起動の状況	46				
	I	の給気送風機の性能	作動の状況	47			/	

## 排煙設備の検査方法 (下記の告示にて定められている)

○建築設備(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期検査における 点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

平成20年 3月10日 (国土交通省告示第285号)

赤字は規則第6条第1項に基づき、国土交通大臣が定める1年から3年までの間に1回行う検査項目。 ※黄色の網掛けは、別表の測定結果・計算表等を添付すること。

※青色の網掛けは、他の法令による点検等の記録により確認出来る項目。指摘がある場合は改めて検査。

#### 別表第二 (は)検査方法、(に)判断基準 の概要

-令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室 等 ■1 目視又は触診により、基礎架台の取付けが堅固で、著しい腐食がない事を確認。 2 目視により、接続部に破損又は変形がない事を確認。 3 目視により、排出された煙により他への影響のおそれがない事を確認 4 目視により、煙の排出を妨げる障害物がない事を確認 ▋目視により、浸入した雨水等を排出できる事を確認。 6 排煙口と連動した排煙機の作動の状況を確認。 一聴診又は触診により、排煙機の運転時の電動機又は送風機に異常音又は異常な振動がない事を確認。 8 予備電源により、作動の状況を確認。 9 煙排出口を風速計を用いて風速を測定し、排煙風量を算出。 ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査記録がある場合は、 毎年、全数検査が必要です。 別表3 当該記録にて確認することで足りる。 10 中央管理室において制御及び作動の状況を確認 11 目視により、排煙口の位置(防煙区画の各所から30m以内、天井面から80cm(天井高が3.1m以上の場合床面より 2.1m以上で天井高の1/2以上、防煙壁下端より上方)等)を確認。 12 目視により、排煙口の周囲に開放を妨げる障害物がない事を確認 13 目視により、取付けが堅固で、著しい腐食、損傷等がない事を確認。 14 目視により、周囲に障害物により操作に支障がない事を確認。 壁:床面から80cm以上1.5m以下 15 目視により、見やすい方法でその使用方法を表示している事を確認。 天井吊:床面からおおよそ1.8m 手動開放装置により、連動して排煙口の開放が作動する事を確認。 目視又は聴診により、常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動がない事を確認。 18 別表 3 記録がある場合は、当該記録にて確認することで足りる 19 中央管理室において制御及び作動の状況を確認 20 発煙試験器等により、排煙口が連動して開放する事を確認。 ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査記録がある場合は、当該記録にて確認することで足りる。 21 目視により、排煙風道に変形、破損又は著しい腐食がない事を確認 22 目視又は触診により、接続部及び吊りボルトの取付けが堅固で、変形若しくは破損がない事を確認。 23 目視により、排煙口・風道その他煙に接する部分が不燃材で造られている事を確認。 24 目視により、防煙壁を貫通する場合当該風道と防煙壁のすき間をモルタルその他の不燃材で埋められている事を確認。 25 目視により、断熱材に欠落、損傷又は可燃物との離隔(15cm以上)を確認。(必要に応じて巻尺等により測定) 26 目視又は触診により、取付けが堅固である事を確認。 一般ダクト用温度ヒューズ: 72℃ **27** ダンパーが円滑に作動する事を確認。 高温作業用温度ヒューズ: 90℃ 厨房排気用温度ヒューズ:120℃ 28 目視又は触診により、防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食がない事を確認。 目視により、天井、壁等に一辺が45cm以上の保守点検口並びに防火設備の作動状況を確認できる検査口の設置を確認。 30 目視により、適正な溶解温度の温度ヒューズを使用している事を確認。 31 目視により、防火区画部の風道が1.5mm以上の鉄板製である事、又は鉄網モルタル塗等の不燃材料で被覆され ている事を確認。 目視により、排煙口及び給気口の大きさと位置(防煙区画の各所から30m以内、排煙口は天井面から80cm以 32 日倪により、砂座ロ及じ耐スロンス 内、給気口は天井の高さの1/2以下の壁面等)を確認。 33 目視により、周囲に排煙又は給気を妨げる障害物がない事を確認 34 目視により、取付けが堅固で、著しい腐食、損傷等がない事を確認 35 目視により、手動開放装置の周囲に操作を妨げる障害物がない事を確認。 壁:床面から80cm以上1.5m以下 36 目視により、見やすい方法でその使用方法を表示している事を確認。 天井吊:床面からおおよそ1.8m 37 風速計を用いて、煙排口の風速を測定し、排煙風量を算出。 別表 3-2 38 中央管理室において制御及び作動の状況を確認 39 発煙試験器等により、排煙口が連動して開放する事を確認。 40 目視により、給気風道に変形、破損又は著しい腐食がない事を確認。 41 目視により、風道その他煙に接する部分が不燃材で造られている事を確認 目視又は触診により、接続部及び吊りボルトの取付けが堅固で、変形若しくは破損がない事を確認。 43 目視により、防煙壁を貫通する場合当該風道と防煙壁のすき間をモルタルその他の不燃材で埋められている事を確認。 44 目視又は触診により、礎架台の取付けが堅固で、著しい腐食、損傷等がない事を確認。 45 目視により、接続部に空気漏れ、破損又は変形がない事を確認。 46 排煙口と連動した給気送風機の作動の状況を確認。

47 聴診又は触診により、給気送風機の運転時の電動機又は送風機に異常音又は異常な振動がない事を確認。

			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	48				
(49)			給気送風機の給気風量	49				
(50)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	50		/		+
(51)	-	特殊な構造の排煙設備	吸込口の設置位置	51	/			
(52)		の給気送風機の吸込口	吸込口の周囲の状況		/_			
				52	-/			
(53)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	53				
2			る階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規	定する	昇降路又	は乗降	ロピー	
(1)		階段室又は付室及び非常 の昇降路又は乗降ロビー	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	1	0			1
(2)	に設ける排煙口		給気口の周囲の状況	2	$\overline{\bigcirc}$			1
(3)	加圧防排煙設備	排煙風道(隠蔽部分及び	  排煙風道の劣化及び損傷の状況	3				-
(4)		埋設部分を除く。)	排煙風道の取付けの状況	4				
(5)			排煙風道の材質					<del>                                     </del>
(6)		給気口の外観	給気口の周囲の状況	5				<del>                                     </del>
(7)		THE X CHOOP FEE	給気口の取付けの状況	6				<b>-</b>
				7				
(8)			給気口の手動開放装置の周囲の状況	8				
(9)			給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況	9				/
(10)		給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況	10				/
(11)			給気口の開放の状況	11			,	/
(12)		給気風道(隠蔽部分及び	給気風道の劣化及び損傷の状況	12			/	
(13)		埋設部分を除く。)	給気風道の取付けの状況	13			<del>                                     </del>	
14)			給気風道の材質				<del>                                     </del>	1
15)		  給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	14			<del>  /                                   </del>	+
16)			給気風道との接続の状況	15			<del>                                     </del>	1
17)		   給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況	16			<del>                                     </del>	-
		中ロメルム/547度V/ 工作	和気日の用放と連動起動の状况 給気送風機の作動の状況	17			/	1
18)				18		/		
19)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	19				
(20)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	20				
21)		給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	21				
22)			吸込口の周囲の状況	22				
23)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	23				
(24)		遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速	24		/		
(25)		空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置			/		
		上れ近し口の外観		25	/			1
(26)			空気逃し口の周囲の状況	26				
(27)			空気逃し口の取付けの状況	27				
(28)		空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況	28				
(29)		圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置	29	/			
(30)			圧力調整装置の周囲の状況	30				
(31)			圧力調整装置の取付けの状況	31	/			
	4		圧力調整装置の作動の状況	32	/			
32)		圧力調整装置の性能						1
	令第126条の		 	UZ				
3	<b>令第126条の</b> 可動防煙壁	正力調整装置の性能 <b>2第1項に規定する</b> 手動降下装置の作動の状						
<b>3</b> (1)		2第1項に規定する	况	1				
<b>3</b> (1) (2)		<b>2第1項に規定する</b> 手動降下装置の作動の状	況 の状況	1 2				
(1) (2) (3)		2第1項に規定する 手動降下装置の作動の状 手動降下装置による連動 煙感知器による連動の状	況 の状況	1 2 3				
(1) (2) (3) (4)		2第1項に規定する 手動降下装置の作動の状 手動降下装置による連動 煙感知器による連動の状 可動防煙壁の材質	況 の状況	1 2 3 4				
(1) (2) (3) (4) (5)		2第1項に規定する 手動降下装置の作動の状 手動降下装置による連動 煙感知器による連動の状 可動防煙壁の材質 可動防煙壁の防煙区画	況 の状況 況	1 2 3 4 5				
(1) (2) (3) (4) (5)	可動防煙壁	2第1項に規定する 手動降下装置の作動の状 手動降下装置による連動 煙感知器による連動の状 可動防煙壁の材質 可動防煙壁の防煙区画	況 の状況	1 2 3 4				
(1) (2) (3) (4) (5) (6) <b>4</b>	可動防煙壁 予 <b>備電源</b>	2第1項に規定する 手動降下装置の作動の状 手動降下装置による連動 煙感知器による連動の状 可動防煙壁の材質 可動防煙壁の防煙区画 中央管理室における制御	沢の状況 の状況 沢 及び作動状態の監視の状況	1 2 3 4 5				
(1) (2) (3) (4) (5) (6) <b>4</b> (1)	可動防煙壁 予 <b>備電源</b> 自家用発電装	2第1項に規定する 手動降下装置の作動の状 手動降下装置による連動 煙感知器による連動の状 可動防煙壁の材質 可動防煙壁の防煙区画 中央管理室における制御 自家用発電装置等の状	況 の状況 況 及び作動状態の監視の状況 自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	1 2 3 4 5 6	0			2
(1) (2) (3) (4) (5) (6) <b>4</b> (1)	可動防煙壁 予 <b>備電源</b>	2第1項に規定する 手動降下装置の作動の状 手動降下装置による連動 煙感知器による連動の状 可動防煙壁の材質 可動防煙壁の防煙区画 中央管理室における制御	況 の状況 況 及び作動状態の監視の状況 自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況 発電機の発電容量	1 2 3 4 5 6	0			2 2
(1) (2) (3) (4) (5) (6) <b>4</b> (1)	可動防煙壁 予 <b>備電源</b> 自家用発電装	2第1項に規定する 手動降下装置の作動の状 手動降下装置による連動 煙感知器による連動の状 可動防煙壁の材質 可動防煙壁の防煙区画 中央管理室における制御 自家用発電装置等の状	況 の状況 況  及び作動状態の監視の状況  自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況  発電機の発電容量  発電機及び原動機の状況	1 2 3 4 5 6	0 0 0			
3 (1) (2) (3) (4) (5) (6) 4 (1) (2)	可動防煙壁 予 <b>備電源</b> 自家用発電装	2第1項に規定する 手動降下装置の作動の状 手動降下装置による連動 煙感知器による連動の状 可動防煙壁の材質 可動防煙壁の防煙区画 中央管理室における制御 自家用発電装置等の状	況 の状況 況 及び作動状態の監視の状況 自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況 発電機の発電容量	1 2 3 4 5 6	$\stackrel{\smile}{\sim}$			2
(1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (4) (1) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	可動防煙壁 予 <b>備電源</b> 自家用発電装	2第1項に規定する 手動降下装置の作動の状 手動降下装置による連動 煙感知器による連動の状 可動防煙壁の材質 可動防煙壁の防煙区画 中央管理室における制御 自家用発電装置等の状	況 の状況 況  及び作動状態の監視の状況  自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況  発電機の発電容量  発電機及び原動機の状況	1 2 3 4 5 6	Ŏ			2 2
3 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (4) (1) (2) (3) (4) (5)	可動防煙壁 予 <b>備電源</b> 自家用発電装	2第1項に規定する 手動降下装置の作動の状 手動降下装置による連動 煙感知器による連動の状 可動防煙壁の材質 可動防煙壁の防煙区画 中央管理室における制御 自家用発電装置等の状	況 の状況  及び作動状態の監視の状況  自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況  発電機の発電容量  発電機及び原動機の状況  燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	1 2 3 4 5 6	0			2 2 2
3 (1) (2) (3) (4) (5) (6) 4 4 4 (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6)	可動防煙壁 予 <b>備電源</b> 自家用発電装	2第1項に規定する 手動降下装置の作動の状 手動降下装置による連動 煙感知器による連動の状 可動防煙壁の材質 可動防煙壁の防煙区画 中央管理室における制御 自家用発電装置等の状	沢 の状況 況 及び作動状態の監視の状況	1 2 3 4 5 6	Ŏ			2 2
3 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (4) (7) (6) (7)	可動防煙壁 予 <b>備電源</b> 自家用発電装	2第1項に規定する 手動降下装置の作動の状 手動降下装置による連動 煙感知器による連動の状 可動防煙壁の材質 可動防煙壁の防煙区画 中央管理室における制御 自家用発電装置等の状	況の状況 況  及び作動状態の監視の状況  自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況  発電機の発電容量  発電機及び原動機の状況  燃料油、潤滑油及び冷却水の状況  始動用の空気槽の圧力  セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況  燃料及び冷却水の漏洩の状況	1 2 3 4 5 6 1 2 3 4 5 6	0			2 2 2
3 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (4) (7) (6) (7)	可動防煙壁 予 <b>備電源</b> 自家用発電装	2第1項に規定する 手動降下装置の作動の状 手動降下装置による連動 煙感知器による連動の状 可動防煙壁の材質 可動防煙壁の防煙区画 中央管理室における制御 自家用発電装置等の状	沢 の状況 況 及び作動状態の監視の状況	1 2 3 4 5 6 1 2 3 4 5 6	0			2 2 2
3 (1) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (5) (6) (6) (4) (5) (6) (6) (7) (6) (6) (7) (8)	可動防煙壁 予 <b>備電源</b> 自家用発電装	2第1項に規定する 手動降下装置の作動の状 手動降下装置による連動 煙感知器による連動の状 可動防煙壁の材質 可動防煙壁の防煙区画 中央管理室における制御 自家用発電装置等の状	況の状況 況  及び作動状態の監視の状況  自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況  発電機の発電容量  発電機及び原動機の状況  燃料油、潤滑油及び冷却水の状況  始動用の空気槽の圧力  セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況  燃料及び冷却水の漏洩の状況	1 2 3 4 5 6 1 2 3 4 5 6	0			2 2 2 2 2
3 (1) (2) (3) (3) (4) (5) (6) 4 4 (4) (5) (6) (6) (7) (7) (8) (9)	可動防煙壁 予 <b>備電源</b> 自家用発電装	2第1項に規定する 手動降下装置の作動の状 手動降下装置による連動 煙感知器による連動の状 可動防煙壁の材質 可動防煙壁の防煙区画 中央管理室における制御 自家用発電装置等の状	況の状況 況  及び作動状態の監視の状況  自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況  発電機の発電容量  発電機及び原動機の状況  燃料油、潤滑油及び冷却水の状況  始動用の空気槽の圧力  セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況  燃料及び冷却水の漏洩の状況  燃料及び冷却水の漏洩の状況	1 2 3 4 5 6 1 2 3 4 5 6	0 0 0			2 2 2 2 2 2 2 2
3 (1) (2) (3) (4) (5) (6) 4 4 (1) (2) (3) (3) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (8) (9) (9) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10	可動防煙壁 予 <b>備電源</b> 自家用発電装	2第1項に規定する 手動降下装置の作動の状 手動降下装置による連動 煙感知器による連動の状 可動防煙壁の材質 可動防煙壁の防煙区画 中央管理室における制御 自家用発電装置等の状	況の状況  及び作動状態の監視の状況  自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況  発電機及び原動機の状況  燃料油、潤滑油及び冷却水の状況  燃料油、潤滑油及び冷却水の状況  始動用の空気槽の圧力  セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況  燃料及び冷却水の漏洩の状況  熱料及び冷却水の漏洩の状況  計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況  自家用発電装置の取付けの状況	1 2 3 4 5 6 1 2 3 4 5 6 7 8 9	0 0 0 0 0 0 0			2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
3 (1) (2) (3) (4) (5) (6) 4 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (6) (7) (8) (9) (10)	可動防煙壁 予 <b>備電源</b> 自家用発電装	2第1項に規定する 手動降下装置の作動の状 手動降下装置による連動 煙感知器による連動の状 可動防煙壁の材質 可動防煙壁の防煙区画 中央管理室における制御 自家用発電装置等の状	沢の状況 況  及び作動状態の監視の状況  自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況  発電機の発電容量  発電機及び原動機の状況  燃料油、潤滑油及び冷却水の状況  始動用の空気槽の圧力  セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況  燃料及び冷却水の漏洩の状況    上に対している場合に収入している場合に限る。   日家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。	1 2 3 4 5 6 1 2 3 4 5 6 7 8 9	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
3 (1) (2) (3) (4) (5) (6) 4 4 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (6) (7) (8) (9) (11) (11)	可動防煙壁 予 <b>備電源</b> 自家用発電装	2第1項に規定する 手動降下装置の作動の状 手動降下装置による連動の状 可動防煙壁の材質 可動防煙壁の防煙区画 中央管理室における制御 自家用発電装置等の状況	で     の状況      で      なび作動状態の監視の状況      自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況      発電機の発電容量      発電機及び原動機の状況  燃料油、潤滑油及び冷却水の状況  始動用の空気槽の圧力  セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況  燃料及び冷却水の漏洩の状況  計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況  自家用発電装置の取付けの状況  自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る接地線の接続の状況  絶縁抵抗	1 2 3 4 5 6 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
(1) (2) (3) (4) (5) (6)	可動防煙壁 予 <b>備電源</b> 自家用発電装	2第1項に規定する 手動降下装置の作動の状 手動降下装置による連動 煙感知器による連動の状 可動防煙壁の材質 可動防煙壁の防煙区画 中央管理室における制御 自家用発電装置等の状	沢の状況  及び作動状態の監視の状況  自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況  発電機の発電容量  発電機及び原動機の状況  燃料油、潤滑油及び冷却水の状況  始動用の空気槽の圧力 セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況  燃料及び冷却水の漏洩の状況  計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況  自家用発電装置の取付けの状況 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る接地線の接続の状況	1 2 3 4 5 6 1 2 3 4 5 6 7 8 9	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

- 48 予備電源により、作動の状況を確認。
- 49 風速計を用いて、吸込口の風速を測定し、給気風量を算出。

別表 3-2

- 50 中央管理室において制御及び作動の状況を確認。
- 51 目視により、吸込口が煙排出口等の開口部に近接又は延焼のおそれのある位置に設置されていない事を確認。
- 52 目視により、周囲に給気を妨げる障害物がない事を確認。
- 53 目視により、浸入した雨水等を排出できる事を確認。

#### 2 今第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー

- 11排煙口及び給気口と連動した排煙機の作動の状況を確認。
- 2 目視により、周囲に給気を妨げる障害物がない事を確認。
- 3 目視により、排煙風道に変形、破損又は著しい腐食がない事を確認。
- 4 目視又は触診により、接続部及び吊りボルトの取付けが堅固で、変形若しくは破損がない事を確認。
- 5目視により、排煙口・風道その他煙に接する部分が不燃材で造られている事を確認。
- 6 目視により、周囲に給気を妨げる障害物がない事を確認。
- **7**目視により、取付けが堅固で、著しい腐食、損傷等がない事を確認。
- 8 目視により、手動開放装置の周囲に操作を妨げる障害物がない事を確認。
- 9 目視により、見やすい方法でその使用方法を表示している事を確認。←

**り** 日代により、元ヤリヤカ仏(この使用カ仏を衣小している事を確認。

壁:床面から80cm以上1.5m以下 天井吊:床面からおおよそ1.8m

- 10 手動開放装置と連動して給気口が開放する事を確認。
- ■11■目視又は聴診により、開放時に気流により閉鎖しないこと又は著しい振動がない事を確認。
- 12 目視により、給気風道に変形、破損又は著しい腐食がない事を確認
- 13 目視又は触診により、接続部及び吊りボルトの取付けが堅固で、変形若しくは破損がない事を確認。
- 14 目視により、風道その他煙に接する部分が不燃材で造られている事を確認。
- 15 目視又は触診により、基礎架台の取付けが堅固で、著しい腐食、損傷等がない事を確認。
- 16 目視により、接続部に空気漏れ、破損又は変形がない事を確認。
- 17 給気口の開放に伴い、自動的に運転する状況を確認。
- 18 聴診又は触診により、送風機の運転時の電動機又は送風機に異常音又は異常な振動がない事を確認。
- 19 予備電源により、作動の状況を確認。
- 20 中央管理室において制御及び作動の状況を確認。
- 21 目視により、吸込口が煙排出口等の開口部に近接又は延焼のおそれのある位置に設置されていない事を確認。
- 22 目視により、周囲に給気を妨げる障害物がない事を確認。
- 23 目視により、浸入した雨水等を排出できる事を確認。
- 24 加圧防排煙設備を作動させた状態で遮煙開口部の開口幅を40 c m開放し、風速計を用いて風速を測定。

ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査記録がある場合は、当該記録にて確認することで足りる。

別表 3 - 3

- 25 目視により、空気逃し口の大きさ及び位置を確認。
- 26 目視により、周囲に給気を妨げる障害物がない事を確認。
- 27 目視により、取付けが堅固で、著しい腐食、損傷等がない事を確認。
- 28 目視により、給気口と連動して空気逃し口が開放する事を確認。
- 29 目視により、圧力調整装置の大きさ及び位置を確認。
- 30 目視により、周囲に空気の流れを妨げる障害物がない事を確認。
- 31 目視により、取付けが堅固で、著しい腐食、損傷等がない事を確認。
- 32 目視により、扉の閉鎖と連動して開放する事を確認。

#### 令第126条の2第1項に規定する居室等

- 11片手で容易に操作できる事を確認。
- 2 連動して作動する事を確認。
- 3 連動して作動する事を確認。
- 4 目視により、不燃材で造られている事を確認。
- **5** 目視により、脱落又は欠損がなくて煙の流動を防げる効果がある事を確認。
- 6 中央管理室において制御及び作動の状況を確認。

電路使用電圧300V以下

対地電圧300V以下:0.1MΩ以上 対地電圧300V超過:0.2MΩ以上 電路使用電圧300V超過:0.4MΩ以上

#### 4 予備電源

- **1**目視により、電気配線及び換気風道等の防火区画貫通措置に欠損又は脱落がない事を確認。
- 2 自家用発電装置の出力容量が、防災設備の必要容量に比して十分で、30分以上運転可能な事を確認
- **3** 目視又は触診により、端子部の締め付けが堅固で、制御盤の器具等に破損が無く、原動機・燃料タンク周囲に油漏れ等がない事を確認。
- 4 目視により、燃料タンク・冷却水槽の貯蔵量は30分間以上運転でき、潤滑油が機器に表示された適圧な量である事を確認。
- **5** 目視及び聴診により、空気槽の自動充気圧力(高圧側:2.2~2.9MP,低圧側:0.7~1.0MP)√圧力低下時の発報を確認。
- 6 目視により、電解液の適正量、電気ケーブルとの接続部に緩み及び漏液等を確認するとともに、 蓄電池電圧が定格電圧以上である 事をを電圧計により測定して確認。
- 7 目視により、配管の接続部等に漏洩等がない事を確認。
- 8 目視により、発電機盤・自動制御盤等の計器類・スイッチ等の指示不良、損傷の有無及び運転表示ランプ類の点灯を確認。
- 9 目視又は触診により、基礎架台の取付けが堅固で、著しい腐食、損傷等がない事を確認。
- 10 室内の温度を温度計により測定し40度以下の確認及び給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できる事を確認。
- 11 目視により、接続端子部に緩み又は著しい腐食がない事を確認。
- 12 絶縁抵抗計により測定して、電気設備に関する技術基準で定める規定値以下である事を確認。
- 13 予備電源への切替えの状況を確認。
- 14 空気始動又はセル始動により作動し、電圧が始動から40秒以内に確立する事を確認。
- 15 目視、聴診又は触診により、転中に異常な音、異常な振動等がない事を確認。

(16)			排気の状況	16	0		2
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機	類の作動の状 17	0		2
(18)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	18			/
(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	19			
(20)	1		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	20			
(21)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	21			
(22)	1		給気部及び排気管の取付けの状況	22			
(23)			Vベルト	23			
(24)	†		接地線の接続の状況	24			
(25)			絶縁抵抗	25			
(26)		直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況	26			
5							
	上配以外の	検査項目等					
		<b>恢</b> 登填日零					
	項	校査項目等	指摘の具体的内容等		の具体的内容等	等	
<b>寺記</b> 事番号	I I I		指摘の具体的内容等 排煙口前に荷物が置かれて見えなく操作 ができない。			等	
寺記導	I I I	検査項目等	排煙口前に荷物が置かれて見えなく操作 ができない。			等	定)年月
<b>寺記</b> 事番号	I I I	検査項目等	排煙口前に荷物が置かれて見えなく操作 よ			**	改善 (予定) 年月 (R4/12)
<b>寺記</b> 事番号	I I I	検査項目等	排煙口前に荷物が置かれて見えなく操作 ができない。			等	定)年月

#### (注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面8欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第二(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第二(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定 基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、 当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ① 1(9)「排煙機の排煙風量」及び1(18)「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表(別表3)を添付してください。
- ② 1 (37)「排煙口の排煙風量」及び1(49)「給気送風機の給気風量」については、排煙風量測定記録表(別表3-2)を添付してください。
- ⑬ 2(24)「遮煙開口部の排出風速」については、排煙風量測定記録表(別表3-3)を添付してください。
- ④ 5「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、5は削除して構いません。
- ⑤ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ® 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

- 16 目視により、排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがない事を確認。
- 17 運転中に異常な音又は異常な振動がない運転状況を確認。
- 18 目視又は触診により、据付けが堅固で、アンカーボルト等に著しい腐食がなく、換気が十分である事を確認。
- 19 目視により、燃料タンク・冷却水槽の貯蔵量は30分間以上運転でき、潤滑油が機器に表示された適正な量である事を確認。
- 20 目視により、電解液の適正量と電気ケーブルとの接続部に緩み、漏液等を確認とともに、蓄電池電圧を電圧計により測定。
- 21 目視により、制御盤等の計器類・スイッチ類等の指示不良若しくは損傷がない事又は運転表示ランプ類の点灯を確認。
- 22 目視により、変形、損傷、亀裂等がない事を確認。
- 23 目視又は触診により、ベルトに損傷若しくはき裂の有無又はたわみがない事を確認。
- 24 目視により、接続端子部に緩み又は著しい腐食がない事を確認。
- 25 絶縁抵抗計により測定して、電気設備に関する技術基準を定める省令58条の規定値以下である事を確認。
- 26 目視、聴診又は触診により、正常に作動若しくは停止し、排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動する事又は運転中に異常な音、異常な振動等がない事を確認。

電路使用電圧300V以下

対地電圧300V以下: 0. 1MΩ以上 対地電圧300V超過: 0. 2MΩ以上

 ■検査の結果、要是正の指摘(既存不適格の場合も含む)があった場合には、必ず記入し、 指摘が無い場合でも特記すべき事項があれば、記入してください。
 番 号:項目の番号を入れてください。 検査項目等:該当する検査項目番号に応じた内容を記入してください(簡略も可)。 指摘の具体的内容等:指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入してください。 改善策の具体的内容等:改善策が明らかになっている場合は、その内容を記入してください。 改善(予定)年月:改善予定が明らかになっている場合は、当該予定年月を()書きで記入し、 予定がないときは「一」としてください。

Α	当該検査に関与した 検査者	<ul><li>■検査者が1名で検査したときは、代表となる検査者欄に記入してください。</li><li>■検査者が2名以上のときは、その他の検査者に氏名を記入し、検査者が特定できる番号や記号(1, 2 など)を記入してください。</li><li>以下の検査項目ごとに担当検査者番号を記入してください。</li></ul>
В	(い)検査項目 (ろ)検査事項 検査結果	■該当しない検査項目があるときは、斜線を引くか当該項目の「番号」から「担当検査者番号」までを取消線で抹消してください。 ■「検査結果」欄は、「指摘なし」「要是正」「既存不適格」のいずれかに〇を入れてください。 ※既存不適格に〇を入れたときは、「要是正」にも必ず〇を入れてください。

#### 建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

D

1 建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録については、次の表の左欄に掲げる各別表における中欄の項目に対して、それぞれ同表の右欄に掲げる法令による点検等の記録とすること。

別表	項目	建築基準法令以外の法令
別表第二(排煙設備)	1項(2)、 $(4)$ 、 $(6)$ ~ $(8)$ 、 $(10)$ 、 $(12)$ ~ $(14)$ 、 $(16)$ 、 $(19)$ 、 $(21)$ 、 $(22)$ 、 $(27)2項(1)$ ~ $(4)$ 、 $(6)$ ~ $(8)$ 、 $(10)$ 、 $(12)$ 、 $(13)$ 、 $(16)$ ~ $(20)$ 、 $(26)$ ~ $(28)3項(2)$ 、 $(3)$ 、 $(5)$ 、 $(6)$ 4 $q$ $(3)$ ~ $(8)$ 、 $(10)$ ~ $(17)$	消防法 (昭和23年法律第186号)
	4項(3)~(8)、(12)、(15)~(17)	電気事業法(昭和39年法律第170号)

2 前回の検査後に別表第二に掲げる検査について建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録により確認する場合においては、当該建築設備の実態や他の項目等の結果を適切に把握した上で判断すること。 また、当該記録において、何らかの指摘事項がある場合は、定期検査時にも改めて検査すること。 左記表の項目については、<mark>建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録</mark>があれば、これによって判断することも可能です。 ただし、当該記録において、何らかの指摘事項がある場合は、定期検査時に改めて検査してください。

#### 検査結果表

(非常用の照明装置)

# 非常用の照明装置の記入例

			氏 名				検査:	者番号
坐誌☆≉	╚に関与した検	代表となる検査者	<b>** **</b>				-	1
コ政快』 査者	11に因子 した快		A					2
		その他の検査者						
		•				検査結果		4m vi/
番号	(い)	検 査 項 目	(ろ)検査事項		指摘なし	要是正	既 存 不適格	担当 検査者 番号
1	照明器具							
(1)	非常用の照明 器具	使用電球、ランプ等		1	0			1
(2)		照明器具の取付けの状況	u .	2	0			1
2			形の蓄電池及び自家用発電装置					
(1)	予備電源		パ器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	1		$\circ$		2
(2)	照度	照度の状況		2		0		2
(3)	分電盤	非常用電源分岐回路の家	長示の状況	3	$\bigcirc$			2
(4)	配線	配電管等の防火区画貫通	<b>通措置の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)</b>	4	Ŏ			2
3	電源別置形の	の蓄電池及び自家用	発電装置					
(1)	配線		が配線の接続の状況 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	1				
(2)	1	電気回路の接続の状況		2				
(3)	1	接続部(幹線分岐及びス	ドックス内に限る。) の耐熱処理の状況	3				
(4)	1	予備電源から非常用の関	展明器具間の配線の耐熱配線処理の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	4				
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池語	<b>殳備への切替えの状況</b>	5				
(6)		蓄電池設備と自家用発電	直装置併用の場合の切替えの状況	6				
4	電池内蔵形(							
(1)	配線及び充電 ランプ	充電ランプの点灯の状況		1	0			2
(2)		誘導灯及び非常用照明親	<b>兼用器具の専用回路の確保の状況</b>	2	0			2
5	電源別置形(		######################################					
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	1				
(2)	-		蓄電池室の換気の状況	2				
(3)	1		蓄電池の設置の状況	3				
(4)	1	蓄電池の性能	電圧	4				
(5)	-		電解液比重	5				
(6)	1		電解液の温度	6				
(7)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	7				
(0)	-		キュービクルの取付けの状況	8	$-\!\!\!/-$			
(8)	<b>占守田公司</b>	 		0				
(1)	自家用発電装 自家用発電装 置	<b>安</b> 国 自家用発電装置等の状 況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	1				
(2)	-		発電機の発電容量	2				
(3)	1		発電機及び原動機の状況	3				
	-		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況					
(4)	-		か動用の空気槽の圧力	4				/
(5)	-		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	5				
(6)	-		然料及び冷却水の漏洩の状況	7				
(7)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	8				
(9)	-		自家用発電装置の取付けの状況	9		/	/	
(10)	1			0		<del>                                     </del>		
(11)	1		Table 111, Addis on Table Addis on 1115 New	1		<del>                                     </del>		
(11)	-		AA AT DE LL	2		<del>                                     </del>		
(13)	†	自家用発電装置の性能		3		/		
(14)	1		II still out the New	4	/			
(15)	†			5				
(16)	†		111 / 11:39	6	$\overline{}$			
(17)	†			7	/			

## 非常用の照明装置の検査方法 (下記の告示にて定められている)

○建築設備(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期検査における 点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

平成20年 3月10日 (国土交通省告示第285号)

※黄色の網掛けは、別表の測定結果・計算表等を添付すること。
※青色の網掛けは、他の法令による点検等の記録により確認出来る項目。指摘がある場合は改めて検査。

#### 別表第三 (は)検査方法、(に)判断基準 の概要

#### 照明器具

- ■目視により、耐熱性及び即時点灯性を有するものである事を確認。
- 2 目視及び触診により、天井その他の取付け部に正しく固定・直接接続されていて容易に外れない状態である事を確認
- 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置
- 1 常用の電源が断たれた場合に自動的に切り替えられて、復旧した場合に自動的に切り替えられて復帰することを確認。
- 2 低照度測定用照度計により、避難上必要となる最も暗い部分の水平床面照度 (白熱灯: 1 ルクス、蛍光灯・LED: 2 ルクス 以上)を測定。

別表4

- 3 目視により、電源別置形非常用照明器具の非常用分電盤の分岐回路に非常用の照明装置である旨の表示がある事を確認。
- 4 目視又は触診により、防火区画と配管の隙間を不燃材量で埋められ、区画からの配管長さが1m以上ある事を確認

#### 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置

- 1 目視により、照明器具の口出線と電気配線が直接接続し、その途中にスイッチ・コンセント類を設けていない事を確認。
- 2 目視又は回路計にて、他の電気回路に接続されてなく、かつ、その途中に容易に遮断する開閉器を設けていないを確認。
- 3 目視により、接続部で耐熱電線等が使用されている事を確認。
- 4 目視により、電気配線は防火措置を講じられている事を確認。
- 5 常用の電源が断たれた場合に自動的に切り替えられて、復旧した場合に自動的に切り替えられて復帰することを確認。
- 常用の電源が断たれた場合に自動的に蓄電池に切り替えられて、その後自動的に発電機に切り替えられることを確認。

#### 4 電池内蔵形の蓄電池

- ■1目視により、点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯している事を確認。
- 2 目視により、他の一般電気回路に接続されていないを確認

#### 電源別置形の蓄電池

- 目視により、防火区画と配管の隙間を不燃材量で埋められ、貫通部の前後1mを不燃材で造り、配管外径が規定の 数値以下であること。風道の場合は防火ダンパー事が設置されている事を確認。
- 2 温度計により、室内の温度を測定し、40度以下に保たれている事を確認。
- 3 目視又は触診により、変形、損傷、腐食、液 漏れ等がない事を確認
- 4 電圧計により測定して、正常な電圧であることを確認。
- 5 比重計により測定して、電解液比重が適正である事を確認
- 6 温度計により測定して、電解液の温度が摂氏45度以下である事を確認
- 7 目視により、防火区画と配管の隙間を不燃材量で埋められ、貫通部の前後1mを不燃材で造り、配管外径が規定の 数値以下であること。風道の場合は防火ダンパー事が設置されている事を確認。
- 8 目視又は触診により、取付けが堅固である事を確認。

#### 6 自家用発電装置

- 目視により、防火区画と配管の隙間を不燃材量で埋められ、貫通部の前後1mを不燃材で造り、配管外径が規定の数値以下であること。風道の場合は防火ダンパー事が設置されている事を確認。
- 2 自家用発電装置の出力容量が十分にあり、防災設備を30分以上運転できる事を確認。
- 3 目視又は触診により、端子部の締め付けが堅固で、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損が無く、原動機・ 燃料タンク周囲に油漏れ等がない事を確認。
- 4 目視により、燃料タンク・冷却水槽の貯蔵量で30分間以上運転でき、潤滑油が機器に表示された適正な量である事を確認。
- 5 目視及び聴診により、空気槽の自動充気圧力(高圧側:2.2~2.9MP,低圧側:0.7~1.0MP)、圧力低下時の警報を確認。
- 6 目視により、電解液の適正量と電気ケーブルとの接続部に緩み、漏液等を確認とともに、蓄電池電圧を電圧計により測定。
- 7 目視により、配管類の接続部等に漏洩等がない事を確認。
- 8 目視により、発電機盤・自動制御盤等の計器・スイッチ類等の指示不良、損傷の有無又は運転表示ランプ類の点灯を確認。
- 9 目視又は触診により、基礎架台の取付けが堅固で著し い腐食、損傷等がない事を確認
- 10 室内の温度を温度計により測定し、40度以下を確認と、給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動しての運転を確認
- 目視により、接続端子部に緩み又は著しい腐食がない事を確認
- 12 絶縁抵抗計により測定して、電気設備に関する技術基準で定める規定値以下である事を確認。<
- 13 予備電源への切替えの状況を確認する。
- 14 空気始動又はセル始動により作動して、電圧が始動から40秒以内に確立する事を確認。
- 15 目視、聴診又は触診により、運転中に異常な音、異常な振動等がない事を確認
- 16 目視により、排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがない事を確認。
- 17 運転中に異常な音又は異常な振動がなく運転する状況を確認

電路使用電圧300V以下 対地雷圧300V以下·0 1M0以上 対地電圧300V超過: O. 2MΩ以上 電路使用電圧300V超過:0.4MΩ以上

7	上記以外の検査項目等	- 記以外の検査項目等									
特記事	項										
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策0	D具体的内容等	改善(予 定)年月						
2-(1)	予備電源への切替え・点灯・性能	光が弱くすぐに消灯する(蓄電池不良) C	蓄電池の取り換える	を要する	(R4/12)						
2-(2)	照度の状況	点灯しない箇所があり、照度不足	修理又は取り換える	を要する	(R4/12)						

#### (注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面12欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定 基準に該当する場合に○印を記入してください。

В

D

- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、 当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ① 2(3)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表(別表4)を添付してください。
- ② 7「上記以外の調査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑤ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を())書きで記入してください。
- ④ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

#### 建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

1 建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録については、次の表の左欄に掲げる各別表における中欄の項目に対して、それぞれ同表の右欄に掲げる法令による点検等の記録とすること。

別表	項目	建築基準法令以外の法令
別表第三 (非常用の	5項(2)~(6) 6項(3)~(8)、(10)~(17)	消防法 (昭和23年法律第186号)
照明装置)	6項(3)~(8)、(12)、(15)~(17)	電気事業法(昭和39年法律第170号)

2 前回の検査後に別表第三に掲げる検査について建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録により確認する場合においては、当該建築設備の実態や他の項目等の結果を適切に把握した上で判断すること。 また、当該記録において、何らかの指摘事項がある場合は、定期検査時にも改めて検査すること。

С		■検査の結果、要是正の指摘(既存不適格の場合も含む)があった場合には、必ず記入し、 指摘が無い場合でも特記すべき事項があれば、記入してください。
	特記事項	番 号:項目の番号を入れてください。 検査項目等:該当する検査項目番号に応じた内容を記入してください(簡略も可)。 指摘の具体的内容等:指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入してください。 改善策の具体的内容等:改善策が明らかになっている場合は、その内容を記入してください。 改善(予定)年月:改善予定が明らかになっている場合は、当該予定年月を()書きで記入し、 予定がないときは「一」としてください。

Α	当該検査に関与した 検査者	<ul><li>■検査者が1名で検査したときは、代表となる検査者欄に記入してください。</li><li>■検査者が2名以上のときは、その他の検査者に氏名を記入し、検査者が特定できる番号や記号(1, 2 など)を記入してください。</li><li>以下の検査項目ごとに担当検査者番号を記入してください。</li></ul>
В	(い)検査項目 (ろ)検査事項 検査結果	<ul><li>■該当しない検査項目があるときは、斜線を引くか当該項目の「番号」から「担当検査者番号」までを取消線で抹消してください。</li><li>■「検査結果」欄は、「指摘なし」「要是正」「既存不適格」のいずれかに○を入れてください。</li><li>※既存不適格に○を入れたときは、「要是正」にも必ず○を入れてください。</li></ul>

D 左記表の項目については、建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録があれば、 これによって判断することも可能です。 ただし、当該記録において、何らかの指摘事項がある場合は、定期検査時に改めて検査してください。

#### 非常用の照明装置の検査項目について

【13. 非常用の照明装置の概要】の【ロ. 予備電源】の種類により下記の検査項目となります。

検査項目 予備電源	1. 照明器具	2. 電池内蔵形の蓄電池 電源別置形の蓄電池 及び自家用発電装置	3. 電源別置形 の蓄電池及び 自家用発電装置	4. 電池内蔵形 の蓄電池、	5. 電源別置形 の蓄電池	6. 自家用 発電装置
蓄電池(内蔵型)	0	0		0		
蓄電池(別置型)	0	0	0		0	
自家用発電装置(単独)	0	0	○ 3(6)は除く			0
蓄電池(別置型)· 自家用発電装置併用	0	0	0		0	0

# 関係写真の記入の仕方

# 既存不適格以外の指摘事項には、写真が必要です。

別添様式 関係写真(A	検査結果表の中から該当する番号を 記入してください		検査結果表より代表 となる「検査項目」等 を記入してください	
部位 番号	検査項目等		検査総	吉果
〇一(1)			✔ 要是正	□その他
		特記事項	1	
外観の状況が	定で当該部位の 「確認出来るよう 貼り付けてください	その部位の状	況を記入 □要点	是正にチェック
番号	検査項目等		検査系	+ H
部位 ———		•		
O-(2)	XXXX	特記事項	✓ 要是正	□ その他
		村記事項		
外観の状況	判定で当該部位の が確認出来るよう E貼り付けてください	その部位の状	<b>況を記入</b>	

(注意)

- ① この書類は、検査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び 「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、 この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目等」は、それぞれ別記第一号様式から第四号様式の番号、検査項目等に対応したものを記入してください。
- ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを貼付してください。

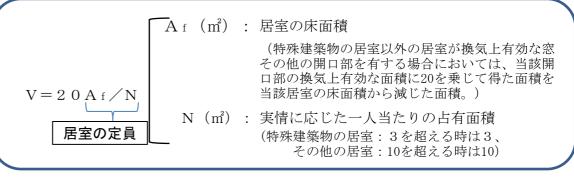
別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表(A4)

測定年月日	令和	4 年 8	月 8 日 測定機	器 メーカー名	(株)〇〇電工	型式番号等	Al	B C - 1 2 3
階	室番号	· 室名	必要換気量 (m3/h)	換 気 方 式	系統 番号 換気設備機種名*注1)	換気状況の	評価*注2)	判定
1	1	店舗	500	一種・二種・三種	1 店舗排気ファン	R5度検査	E実施予定	指摘なし・要是正
2	2	事務室	400	一種・二種・三種	2 2 F全熱交換機	500 m³/h	R3年度測定	指摘なし・要是正
3	3	事務室	200	一種・二種・三種	3 外気処理ユニット	<b>1</b> 250 1	m³/h	指摘なし 要是正
3	4	会議室	200	一種・二種・三種	3 外気処理ユニット	350 1	m³/h	指摘なし 要是正
					/			
								/
		居室毎に記入		一 <sup>,</sup> 換気② <sup>三種</sup>	抽出検査を実施した	<del>-</del>	//	指摘なし・要是正
		※第二面の室数	と一致すること。	一種 ・ 二種 ・ 三種	加田校園と久地のた	•••		指摘なし・要是正
		※記入欄が不足で	·	一種 ・ 二種 ・ 三種		必要換気量≦測		指摘なし・要是正
		行を追加または	別紙を利用する。	一種 ・ 二種 ・ 三種	0.	)時は『指摘なし 	』となる	指摘なし・要是正

- 注1) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。
- 注2) 「換気状況の評価」欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。 これに代わる方法として、各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合には、その結果を記入する。

# 記入にあたっての注意事項

- ・測定年月日、測定機器のメーカー名、型式番号を記入。
- ・測定をした階数及び室名を記入。
- ・必要換気量を記入。(右式参照)
- ・該当する換気方式に○を記入。
- 換気設備の機種名を記入。
- ・換気量を単位を含め「換気状況の評価」に記入。
- ・必要換気量と測定換気量を比較し、必要換気量≦測定換気量であれば「判定欄」の「指摘なし」に○を記入。
- ・換気量が不足しているときは「要是正」に○を記入。



別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表(A4)

測定年月日	令和	4 年 8	月 8	日測定	定機器 メーカー名		(株)〇〇電	Ţ	型式番号	<del>}</del> 等	a b	c - 1 2 3
階	室番号	· 室名	必要換気量	(m3/h)	換気方	式 系統 番	· 換気設備	請機種名*注1)	換気	気状況の評	平価*注2)	判定
1	1	事務室	800		一種・二種・	三種 1	外気処	旦理ユニット	4	CO2: 60	0 ppm	指摘なし・要是正
2	2	事務室	800		一種・二種・	三種 2	外気処	旦理ユニット		CO2: 120	00 ppm	指摘なし・要是正
3	3	事務室	360		一種・二種・	三種 3	外気処	旦理ユニット		/ / 400 m³/h		指摘なし・要是正
4	4	事務室	360	,	-種・二種・	三種 3	外気処	旦理ユニット		300 m	3/h	指摘なし、要是正
					一種・二種・	三種		/		1		指摘なし・要是正
居室行		d人 )室数と一致す	スニレ		一種・二種・	三種						指摘なし・要是正
		・王奴と 妖り 「不足するとき!			一種・二種・	三種						指摘なし・要是正
	行を追加または別紙を利用する。				一種・二種・	三種						指摘なし・要是正
					一種・二種・	三種						指摘なし・要是正

- 注1) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。
- 注2) 「換気状況の評価」欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最大確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。 これに代わる方法として、各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合はは、その結果を記入する。

# 風速の測定が困難な場合

- 1) 在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素含有率を検知管法などにより測定し、規定含有率(1,000ppm)と比較のうえ判定を行う。
- ①1F事務室(還気の二酸化炭素含有率:600ppm)

600ppm≤1000ppm・・ \指摘なし

②2F会議室(還気の二酸化炭素含有率:1,200ppm)

1,200ppm>1000ppm・・・要是正

- 2) 在室者が設計定員に満たない場合、還気の二酸化炭素含有率より、推定換気量を算出して判定を行り。
- ①必要換気量を算出する。  $2.0 \times (1.3.0 - 2.0 \times 2)$
- ②推定換気量を求める。

必要換気量= 
$$\frac{20 \text{ (Af-20W)}}{\text{N}} = \frac{20 \times (130-20 \times 2)}{5} = 360 \text{ (m³/h)}$$

3階会議室

$$V = \frac{n \times M \times 1, 000, 000}{C_1 - C_2} = \frac{10 \times 0.013 \times 1000000}{650 - 325} = 400 \text{ (m³/h)}$$

$$V = \frac{\text{n} \times \text{M} \times \text{1, 000, 000}}{\text{C}_{1} - \text{C}_{2}} = \frac{\text{10} \times \text{0.013} \times \text{1000000}}{758 - 325} = 300 \text{ (m³/h)}$$

A f (m<sup>2</sup>): 居室の床面積

w(m²): 窓等換気上有効な開口面積

 $N(m^2)$ : 実情に応じた一人当たりの占有面積

V(m³/h):推定換気量

n(人): 測定期間中の平均滞在人数

M(m³/h):1人当たりのCO2発生量

C1(ppm):室内の二酸化炭素含有率

C2(ppm): 外気の二酸化炭素含有率

 $0.09 \times 1.2 \times 3600 = 388.8 \Rightarrow 388$ 

別表 2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表 (A4)

	測定年月日	令和 4 年 8	月 8 日	測定機器 メー	カー名	(	株)〇	〇電工	型式番号等	ABC	-123
室番号	(場所)	使用器具	発熱量(kW)	換気型式(n)	必要換気	必要換気量(m³/h)		開口面積(m²)	測定風速 <sup>*注)</sup> (m/s)	測定風量(m³/h)	判 定
1	1階給湯器室	開放式湯沸し器	5. 2	40 30 • 20 • 2	1:	94	1	0.09	1. 9	615	指摘なし・要是正
2	2階給湯器室	開放式湯沸し器	5. 2	40 30 • 20 • 2	1:	94	2	0.09	2. 2	712	指摘なし・要是正
3	5階厨房	ガスコンロ	18	40 30 20 • 2	5	03					指摘なし・要是正
3	5階厨房	半密閉式湯沸し器	12	40 • 30 • 20 2	2	!3					指摘なし・要是正
	5階厨房	計		40 • 30 • 20 • 2	5	26	3	0. 12	1. 2	518	指摘なし、要是正
3	5階厨房	炊飯器	5. 6	40 30 20 • 2	1.	57	4	0.09	1. 2	388	指摘なし・要是正
				換気③						7	指摘なし・要是正
		に記入		40 · 30 · 20 · 2							指摘なし・要是正
		統数・室数と一致す	ること。	□ □ 必要換気量=勢	発熱量×	排気フー	ド等の	D型式係数×理	□ ■論排ガス量		指摘なし・要是正
		に足するときは、	/+ <u>*</u> +1.\		5.6 ×		×		56.24 ⇒ 157		指摘なし・要是正
	17を追加ま/	こは別紙を利用して ・	15000		(※0. 9	※O. 93は都市ガス、LPガスの理論 			の理論廃ガス量) 指		指摘なし・要是正
				40 · 30 · 20 · 2	換	気④				/	指摘な1・更具正
注)	- 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。										

「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

# 記入にあたっての注意事項

- ・測定年月日、測定機器のメーカー名、型式番号等、測定した室名、使用器具、機器の発熱量の欄にそれぞれ記入。
- ・換気型式を記入(該当箇所に○を記入)。
- ・必要換気量欄には「発熱量×型式係数×理論排ガス量」の式により求めた値を記入。
- ・開口面積欄には、風速を測定した箇所の開口面積を記入。
- ・測定風速欄には、換気設備の風速を測定した平均風速を記入。
- ・測定風量には、開口面積×測定風速×3600 (時間に換算)の式により求めた値を記入。
- ・判定は、必要換気量と測定換気量を比較し、必要換気量≦測定換気量であれば「判定欄」の「指摘なし」に○を記入。

・排煙機については毎年測定。

別表 3 排煙風量測定記録表 (A4) \*注1) **※この書類は排煙機毎に作成して下さい**。

測定年月日令和 年 8 月 8 日 測定機器 メーカー名 (株)〇〇電工 型式番号等 ABC-123排煙③ 排煙機系統(機器番号等) 排煙機銘板表示 排煙機の規定風量  $\frac{270}{1}$  m<sup>2</sup> × 1 or  $\frac{2}{1}$  = 36,500 m³/h×1,400Pa×30kW 最大防煙区画面積 一般系統(SMF-1) 540 m3/min 抽出検査を実施した時 定 区画 \*注2) 排煙口面積 (m²) 測定風速 (m/s) 測定風量 (m³/min) 規定風量 (m³/min) 指摘なし・要是正 1 A室 0.2 10.22 100 B室 0.2 今回実施せず 次年度実施予定 150 -防煙区画の床面積 C室 0.35 13, 25 270 指摘なD·要是正 し・要是正 測定風量=排煙口面積×測定風速×60 給気・加圧式については、平成29年度 規定風量を記入 し・要是正  $0.2 \times 10.22 \times 60 = 122.64 \Rightarrow 122$ より様式が変更になりましたので、 10110なし・要是正 指摘なし・要是正 別表3-2、3-3様式にて作成して下さい。 3 定 排煙機 (番号等) 煙排出口面積 (m²) \*注2) 測定風量 (m³/min) 規定風量 (min) 測定風速 (m/s) SMF-10.9 10, 74 580 指摘なD·要是正 540 予備電源又は直結 技術的根拠のある 直結エンジン (内燃エンジン) の有無 (排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること) エンジン 切り替え 方法によってもOKです 指摘なし・要是正 注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。 排煙機と風道、排煙口の対応関係がわかる系統図を記載 注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。 注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、 測定値等が適正であるか否かを判定すること。 SMF-1 記入にあたっての注意事項 ・測定年月日、測定機器のメーカー名、型式番号を記入。 【ホ.居室等】の場合 ・最大防煙区画面積:1台の排煙機が受け持つ防煙区画の内、最も大きい防煙区画の床面積を記入。 ・「1」または「2」・1台の排煙機が1の防煙区画のみを受け持つ場合・・・「1」に〇 ・1台の排煙機が2以上の防煙区画を受け持つ場合・・・「2」に○ ・排煙機の規定風量:最大防煙区画の床面積×上記「1」又は「2」により、規定風量を算出し記入。(最低:120㎡/min) ・防煙区画毎の階、室名を記入。 ・風速を測定した排煙口の面積 (m²) を記入。 ・排煙口で測定した測定風速(5箇所の平均風速)を記入。 ・測定風量を記入【測定風量 (m³/min) =排煙口面積 (m³) ×測定風速 (m/sec) ×60】。 ・規定風量を記入。【防煙区画の床面積 (m²) × 1 (m²/min)】 ・測定風量≥規定風量であれば「指摘なし」に○を記入。

# 別表 3 - 2 排煙風量測定記録表 (A4) 給気式 (特殊な構造の排煙設備) ※**この書類は排煙機毎に作成して下さい**。

/• •	20	_ *	77年/五年/77年	H	(111)	71 - 12 - 13	14 % [1.92   11/52 12   17]	219 C D1147						
測:	定年月日	日 令和	4 年 8 月	8 日 3	測定機器	メーカー名	(株)〇〇	電工	型式番号等	<b></b>		ABC-	123	
1	給気送風機系統(機器番号等)				給気送風機鉛	銘板表示		給気送風機の性能 (風量)						
	3	即定風	量=排煙口面積	s s s a l a c a c a c a c a c a c a c a c a c	l读×60		15,000 m³/h × 40	0Pa × 7.5kW			2	250	${\tt m}^3/{\tt min}$	
			× 9.7 × 60			(m³/min)			•				1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
2						····,	煙	口					Med	
	階	区画 番号	室	名	排煙口i	面積 (㎡)	測定風速 (m/s)	*注1) 測定	風量(m³/min)	規定	E風量(m³/	min)	判	定
	2	1	2階乗降口	コピー		0.25	9.7	3	145		10~13	37	指摘なし	要是正
	3	2	3階乗降口	コピー		0.25	7.6		114	/	<sup>7′</sup> 10 <b>~</b> 13	37	指摘なり	・要是正
	4	3	4階乗降口	コピー		0.30	8.0		144		11~165		指摘な	・要是正
Ш.	5	4	5階乗降口	コピー		0.30	8.2		147		711~165		指摘な し	・要是正
各3	室の規定	定風量	A≦Q≦B										指摘なし	・要是正
G	∷排煙□	コにおけ	る規定風量(㎡/	min)							1 1		指摘なし	・要是正
	A:各室の防煙区画面積m <sup>2</sup> × 1m <sup>2</sup> /min·m <sup>2</sup> A=9.95 × 1=9.95 ⇒ 10(m <sup>2</sup> /min)、 11.0 × 1 = 11.0(m <sup>2</sup> /min)									n)	1 1			
Е	:各室の排煙口面積㎡×550㎡/min∙㎡ B=0. 25×550=13°						37. 5 <b>⇒</b> 137(m³/mii	7. $5 \Rightarrow 137(\text{m}^3/\text{min}), 0. 3 \times 550 = 165(\text{m}^3)$			<del>                                     </del>			1
Т	-						1, 24-1)					判	定	
		吸込口面積(㎡) 測定風過					(m/s) *注1)	)* <sup>注1)</sup> 測定風量(m <sup>3</sup> /min)			見量(m³√mi	in)		
		0.5		4.				1	11~137		指摘なり	• 要是正		

4	直結エンジン(内燃エンジン)の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有・・無	指摘な ・ 要是正

- 注1) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
- 注2) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、 測定値等が適正であるか否かを判定すること。

### 記入にあたっての注意事項

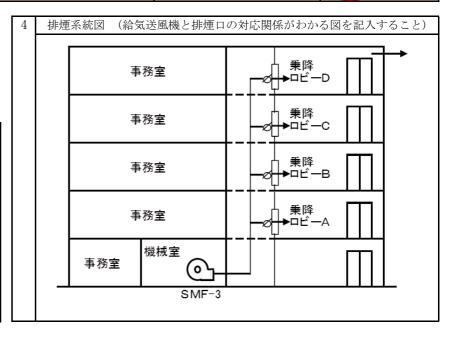
- ・測定年月日、測定機器のメーカー名、型式番号を記入。
- ・防煙区画毎の階、室名を記入。
- ・風速を測定した排煙口の面積 (m²) を記入。
- ・排煙口で測定した測定風速 (5箇所の平均風速)を記入。
- ・測定風量を記入。

【測定風量(m³/min)=排煙口面積(m³)×測定風速(m/sec)×60】

規定風量を記入。

【防煙区画の床面積(m²)×1~排煙口面積(m²)×550(m²/min)】

- ・測定風量が規定風量範囲内であれば「指摘なし」に○を記入。
- ・排煙機については毎年測定。



別表3-3 排煙風量測定記録表(A4) 加圧式(加圧防排煙設備)

※この書類は排煙機毎に作成して下さい。

涉	定年月日   令和 4 年 8 月 8 日    測定機器 メーカー名	<b>(株)〇〇電工</b> 公気送風機殺捉妻子	型式番号等	<b>ABC-123</b> 公气光风燃 (风景)		
	1 給気送風機系統(機器番号等)	和风区烟烧药似衣小	給気送風機の性能(風量)			
	SMF-4	21,600㎡/h×400Pa×10kW		$360 \qquad \qquad \text{m}^3/\text{min}$		

2				遮 煙	開口	部 · 空 気 逃	L p			atat I .
	階	区画 番号	室	名 空気逃し口の	方式 <sup>※注1]</sup>	測定排出風速 <sup>※注2)</sup> (m/s)	規定排出風速 <sup>※注3)</sup> (m/s)	算定式 <sup>※注3)</sup>	遮煙開口部の高さ(m)	判定
	5	1	乗降ロビー	1. 自然方式 2. 機械方式 3. 併用方式		5.7	4.67	2	2.0	指摘なし・要是正
	4	2	乗降ロビー	1. 自然方式 4 2. 機械方式 3. 併用方式		5.6	4.67	2	2.0	指摘なし・要是正
	3	3	乗降ロビー	3. 併用方式		5.9	4.67	2	2.0	指摘なし・要是正
	2	4	<b>乗降ロビー</b>	<u> </u>		5.8	4.67	<b>②</b>	2.0	指摘なし・要是正
			Ā	現定排出風速=3.33 3.3 × 1.4142 3.併用万式		0 666 ⇒ 4. 67(m/s)			の仕様により算定 接室が防火区画	

 3 直結エンジン(内燃エンジン)の有無
 予備電源又は直結エンジン切り替え

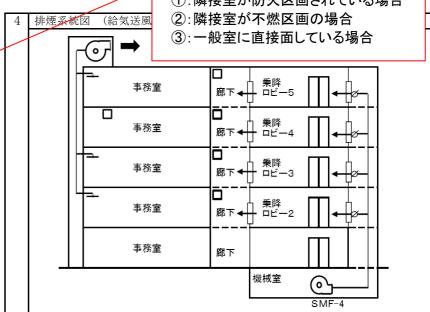
 有・
 無

 電摘な
 ・
 要是正

- 注1) 「空気逃し口の方式」欄には、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。
- 注2) 「測定排出風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
- 注4) 自主点検等による風速測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

## 記入にあたっての注意事項

- ・測定年月日、測定機器のメーカー名、型式番号を記入。
- ・防煙区画毎の階、室名を記入。
- ・排出口で測定した測定風速 (9箇所の平均風速)を記入。
- ・規定排出風速を算定式より算出し記入。
- ・測定風速が規定排出風速以上であれば「指摘なし」に○を記入。
- ・給気送風機については毎年測定。



別表4 非常用の照明装置の照度測定表(A4)

測定年月日 令和 4	年 8 月 8	8 日 測定機器 メーカー名	(株)〇〇	江	型式番号等		DE-56	
光源の種類		最低照度の測定場所		最低照度(1x)			判定	
儿你り性親	階	部屋・廊下等		取 似 炽 及 (1 x)			中 た	
白 熱 灯	3 階	廊下		<b>7</b> 0.5		指摘なし、要是正		
蛍 光 灯	2階	屋外階段踊り場(:	2 ~ 3 F)	1.5			指摘なし、要是正	
L E D							指摘なし・要是正	
その他(			この欄には、	こは、下記「別紙」に記入した最低照度を		を	指摘なし・要是正	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	非照③		光源の種類	光源の種類毎に記入してください。			-	
(別紙)		21-711 @						

階別	測 定 場 所	測 定 位 置*注1	光源の種類 <sup>*注2</sup>	照 度 (1x)
1 F	事務所	出入口付近	白熱灯(内)	5. 4
1 F	食堂	出入口付近	白熱灯(内)	6.8
1 F	廊下	非常出口付近	白熱灯(内)	4. 2
2 F	202号室	出入口付近	白熱灯(内)	6.8
2 F	2 0 5 号室	出入口付近	白熱灯(内)	4. 0
3 F	廊下	301号室前	白熱灯(内)	0. 5
1 F	階段	踊り場(1~2F)	蛍光灯(内)	10
2 F	階段	踊り場 (2 F)	蛍光灯(内) /	11
2 F	屋外階段	踊り場 (2~3 F)	蛍光灯(内) /	→ 1.5
3 F	屋外階段	踊り場 (3 F)	蛍光灯(内) /	9.2

照明器具の灯数が多い場合は、各光源の最低照度を「塗りつぶし」や「太字」にするとわかりやすくなります

- 注 1) 「測定位置」欄には、「出入口付近」、「右壁中央付近」のように明記する。
- 注 2) 「光源の種類」欄には、白熱灯、蛍光灯、大臣認定LEDの別及び電池内蔵のものにあっては、(内)と付す。

# 記入にあたっての注意事項

- ・測定年月日、測定機器のメーカー名、型式番号を記入。
- ・最低照度の欄には、光源の種類別最低照度となる場所とその照度を記入。
- ・判定:白熱灯の場合「1ルクス以上」、蛍光灯・LEDの場合「2ルクス以上」のときは「指摘なし」に〇を記入。 照度が上記未満の時は、「要是正」に〇を記入。
- ・(別紙)は階毎かつ、光源の種類毎の照度を測定し記入。
- ・測定時刻は、測定を正確に行うため外光の影響を受けない夜間等に行うことが望ましいですが、 外光がある程度遮断できる居室等については、別紙の方法によることができます。

非照(4)

# 概要書の記入例



第三十六号の七 様式(第六条、第六条の二の二、第 定期検査報告概要 建築設備(昇降機を除					
# ( 弁 体 後 を 体 ( 第 一 面 ) ( 第 一 面 ) ( 第 一 面 ) ( 1 . 所 有 者 】 ( イ . 氏 名 の フ リ ガ ナ 】 OOコウギョウカブシキカイシャ ダイヒョウト	定期検査報告概要書は、定期検査報告書 の内容を転記して下さい。センターのHPより 様式をダウンロードされますと、自動的に報 告書の内容がコピーされます				
【 口. 氏 名】 OO異業(株) 代表取締役社長 ◇◇〈【 ハ. 郵便番号】 810-**** 【 二. 住 所 】 福岡市中央区△△△△2丁目2番2号	· <b>♦</b>				
【 2 . 管理者】 【 イ. 氏名のフリガナ】ホテル◇◇ シハイニン ◇◇ ◇◇ 【 ロ. 氏 名】 ホテル◇◇ 支配人 ◇◇ ◇◇ 【 ハ. 郵便番号】 811-**** 【 ニ. 住 所】 福岡市東区△△△△1丁目1番1号	記載しないでください。 (※概要書は、閲覧に供するため)				
【 3 . 報告対象建築物】 【 イ. 所 在 地 】 福岡市東区△△△△1丁目1番1号 【 ロ. 名称のフリガナ 】ホテル◇◇ 【 ハ. 名 称 】 ホテル◇◇ 【 ニ. 用 途 】 ホテル					
【 4 . 検査による指摘の概要】					
【 5 . 不具合の発生状況】 【 イ. 不 具 合】	4 年 12 月に改善予定) )				

建	: 築設備の状況等	
1	1.建築物の概要】 【イ.階数】 地上 5 階 地下 階 【ロ.建築面積】 4,500.49 ㎡ 【ハ.延べ面積】 13,387.92 ㎡ 【二.検査対象建築設備】 ✓換気設備 ✓排煙設備 ✓非常用の照明装置 ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	
1	【 ロ. 確認済証交付者】	号 ) 号 )
ľ	3.検査日等】 【イ.今回の検査】	
[	4.換気設備の検査者】 (代表となる検査者) 【イ.資格】(1級)建築士 (大臣)登録第 ****** 建築設備検査員 第 【ロ.氏名のフリガナ】◆◆ ◆◆	号号
	【 ハ.氏 名】	号
	【ホ.郵便番号】 812-*** 【ヘ.所在地】 福岡市博多区△△△1-1-1 【ト.電話番号】 ○○○-○○○○ (その他の検査者) 【イ.資格】()建築士 ()登録第 建築設備検査員 第	号号
	【ロ.氏名のフリガナ】         【ハ.氏 名】         【二.勤務先】         ( )建築士事務所 ( )知事登録第	号
_	【 ホ. 郵便番号】 【 ヘ. 所 在 地】 【 ト. 電話番号】	
Ĺ	5.換気設備の概要】 【イ.無窓居室】 □自然換気設備( 系統 室) ☑機械換気設備( 3 系統 □中央管理方式の空気調和設備( 系統 室) □無	4 室)
	【 □ . 火気使用室】 自然換気設備 ( 系統 室) ☑ 機械換気設備( 4 系統	3 室)
	□ その他 ( 系統 室 ) □無 【ハ.居室等】 □自然換気設備 ( 系統 室 ) □機械換気設備 ( 系統	室)
	□その他( 系統 室) <mark>✓</mark> 無 【ニ.防火ダンパーの有無】 □有 <b>▽</b> 無	

	6.排煙設備の検査者】		
	<ul><li>(代表となる検査者)</li><li>【イ.資格】(1級)建築士建築設備検査員</li></ul>	( <mark>大臣</mark> )登録第 ******	클- - -
	【 ロ. 氏名のフリガナ】◆◆ ◆◆ 【 ハ. 氏 名】 ◆◆ ◆◆ 【 ニ. 勤 務 先】 ◆◆-級建築士事務所		
	( 1級 )建築士事務所 ( ホ. 郵便番号 】 812-**** 【 ホ. 所 在 地 】 福岡市博多区△△△1-1-1	福岡県 )知事登録第 ******	<del>글</del>
	【 ト. 電話番号】 000-000-0000 ( その他の検査者)		•
	【 イ. 資 格】( )建築士 建築設備検査員 【 ロ. 氏名のフリガナ】■■ ■■	( )登録第 <del> </del>	글 글
	【 ハ. 氏 名 】 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	<b>福岡県</b> )知事登録第 1─***** 5	<u></u>
	【 ホ. 郵便番号 】 812-**** 【 ヘ. 所 在 地 】 福岡市博多区△△△2-1-1 【 ト. 電話番号 】 ○○○-○○○-○○○	INDIA TOWN	,
Ţ	7 . 排煙設備の概要】 【 イ. 避難安全検証法等の適用】 □階避難安全	検証法( 階) □全館避難安全検討	正法
	□その他( 【ロ.特別避難階段の階段室又は付室】		)
	□吸引式( 区画) □給気式(		無
	【 ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビ □吸引式( 区画) √給気式( 4	- 】 区画 )	無
	【二.非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供	する付室】 <u> </u>	
		区画)	<b>/</b> 無 無
	【 へ. 予備電源 】 ■ <b>蓄電池</b> ■ <b>②</b> 自家用発電		7///
[	8. 非常用の照明装置の検査者】 (代表となる検査者)		
	「	( <b>大臣</b> )登録第 <b>******</b>	크 크
	【 口.氏名のフリガナ 】◆◆ ◆◆	AT TO	J
	【 ハ.氏 名 】 ◆◆ ◆◆ 【 ニ. 勤 務 先 】 ◆◆ <del></del> 一級建築士事務所		
	( 1級 )建築士事務所 (	福岡県 )知事登録第 1-***** 長	<u>コ</u> , プ
	【 へ . 所 在 地 】 福岡市博多区 Δ Δ Δ 1-1-1 【 ト . 電話番号 】 OOO-OOO-OOO		
	( その他の検査者)	( ) 3½ h3 http	<del>-</del>
	【 イ. 資 格 】( ) 建築士 建築設備検査員	( )登録第 <del> </del>	<del>글</del> 글
	【 ロ. 氏名のフリガナ 】 ■ ■ ■ ■ 【 ハ. 氏   名 】   ■ ■ ■ ■		
	【 二 . 勤 務 先 】 ■■一級建築士事務所	<b>福岡県</b> )知事登録第 1─***** 5	⊐.
	【 ホ. 郵便番号 】 812-****	福岡県 )知事登録第 1-***** 長	J
	【 へ. 所 在 地 】 福岡市博多区△△△2-1-1 【 ト. 電話番号 】 OOO-OOO-OOO		
[	9. 非常用の照明 <u>装</u> 置の概要】 【イ. 照明器具】 <mark>✓</mark> 白熱灯 ( 110 灯 )	✓ ✓ ✓ ★ 5 7 ★ 7 ★ 7 ★ 7 ★ 7 ★ 8 ★ 8 ★ 8 ★ 8 ★ 8 ★ 8 8 ★ 8 <	
	【 1 . 照明器具 】	<b>☑</b> また灯 ( <b>6</b> 7 灯 ) □ その他 ( 灯 )	
	【 □. 予備電源】 ☑ 蓄電池(内蔵形)(居室 110	) <u>丌</u> 、廊下 37 灯、階段 30 灯)	
	一类最级 (四里以) (日今	医 原子 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医	
	<ul><li>■蓄電池(別置形)(居室</li><li>■自家用発電装置 (居室</li></ul>	灯、廊下 灯、階段 灯) 灯、廊下 灯、階段 灯)	
		灯、廊下 灯、階段 灯)	灯)

【 10. 給水設備及び排水設備の検査者】 (代表となる検査者)			
【 イ. 資 格】( )建築士	(	)登録第	号 号
建築設備検査員 【 ロ. 氏名のフリゼナ】		第	号
【八.氏 名】			
【二.勤務先】	,	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
( )建築士事務所 【 ホ. 郵便番号】	(	)知事登録第	号
【 个. 所 在 地】			
<ul><li>【 ト. 電話番号】</li></ul>			
【11. 給水設備及び排水設備の概要】			
【 11. 給水設備及び排水設備の概要】 【 イ. 飲料水の配管設備】□給水タンク(	基	m礼) □貯水タンク(	基 m²)
【 イ. 飲料水の配管設備 】	<u> </u>		
【 イ. 飲料水の配管設備】□給水タンク(□その他(□ 」 □ 「 」	槽 □雑排水	槽 □合併槽 □雨水	基 ㎡) <槽・湧水槽)
【 イ. 飲料水の配管設備】□給水タンク(□ こまの他(□ 1 日. 排水設備】 □ 排水槽 (□ 1 所水 □ 1 財水 再利用配管 <u>設</u>	槽 □雑排水備 □その他	槽 □合併槽 □雨水	
【 イ. 飲料水の配管設備】	槽 □雑排水	槽 □合併槽 □雨水	
【 イ. 飲料水の配管設備】	槽 □雑排水 備 □その他 無	槽 □合併槽 □雨水	ズ槽・湧水槽)
【 イ. 飲料水の配管設備】	槽 □雑排水備 □その他	槽 □合併槽 □雨水	ズ槽・湧水槽)
【 イ. 飲料水の配管設備】	槽 □雑排水 備 □その他 無	槽 □合併槽 □雨水	ズ槽・湧水槽)

換気設備:検査項目1-(9)の検査は、令和3年度~令和5年度に全数検査実施排煙設備:検査項目1-(18)の検査は、令和3年度~令和5年度に全数検査実施

(注意)

この様式には、第三十六号の六様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、第三十六号の六様式第二面において指摘があった建築設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

# 報告書の綴じ方

# 報告書 定期検査報告書(第一面、第二面、第三面) 検査結果表 (換気設備、排煙設備、非常用の照明装置) 関係写真 (※要是正項目等がある場合のみ添付) 別表(該当する設備に関するもの) ※該当しない書類は省いてください。 **※左2箇所**ホッチキス止め ※<u>2部</u>お持ちください。 (1部は、控えとして受付スタンプを押印の上お返しします。) 概要書 定期検査報告概要書 (第一面、第二面) ※左上1箇所をホッチキス止め ※控えが不要の方は、1部の提出で構いません。

報告様式については当センターホームページよりダウンロード下さい。

様式をダウンロードされる場合は、定期報告書と定期報告概要書がリンクした<u>「エクセル版」の</u> <u>ご使用</u>をお願いします。

※本様式は入力が簡略化されるよう工夫されています。訂正、差し替えの防止に、ぜひご活用ください。

報告書は次回検査時までは必ず保管しておいてください。

# 定期報告(設備)作成マニュアル補助資料 目次

# マニュアル補助資料

I	定期検査	報告書	表示箇所
	検査①	建築基準法第12条第3項の規定(報告、検査等)について	P.1:第一面
	検査②	既存不適格について	P.2:第一面解説
П	換気設備		
	換気①	換気設備を設けるべき室について	P.3:第二面
	換気②	機械換気設備の種類(換気方式)について	P.28:別表1
	換気③	火気使用室の排気フード等の形状と必要換気量について	P.30:別表2
	換気④	燃料と理論排ガス量について	P.30:別表2
Ш	排煙設備		
	排煙①	排煙方式について	P.5:第二面
	排煙②	特別避難階段の付室及び非常用エレベータの乗降ロビーの基準	P.5:第二面
	排煙③	吸引式(機械排煙設備)の排煙機の能力について	P.31:別表3
IV	非常照明		
	非照①	非常照明器具の種類について	P.7:第二面
	非照②	予備電源の分類について	P.7:第二面
	非照③	非常照明の照度測定箇所(参考例)	P.34:別表4
	非照④	非常照明の環境を考慮した照度測定	P.34:別表4

### 定期報告(設備)作成マニュアル補助資料(説明箇所)

定期楨	定期検査報告書(第一面)			
	表題	建築基準法第12条第3項の規定(報告、検査等)について	検査①、P41	
	表題解説	既存不適格について	検査②、P41	
定期核	<b>查報告書</b>	(第二面)		
	5	換気設備を設けるべき室について	換気①、P42	
	9	排煙方式について	排煙①、P45	
	9	特別避難階段の付室及び非常用エレベータの乗降ロビーの基準	排煙②、P46	
	13. イ	非常照明器具の種類について	非照①、P47	
	13. □	予備電源の分類について	非照②、P48	
別表				
	1	機械換気設備の種類(換気方式)について	換気②、P43	
	2	火気使用室の排気フード等の形状と必要換気量について	換気③、P44	
	2	燃料と理論排ガス量について	換気④、P44	
	3	吸引式(機械排煙設備)の排煙機の能力について	排煙③、P46	
	4	非常用の照明装置の照度測定箇所について	非照③、P49	
	4	非常用の照明装置の環境を考慮した照度測定について	非照④、P50	

#### 検査(1) ···(P. 1)

(報告、検査等)

第十二条 第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして<mark>政令で定めるもの</mark>(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物(以下この項及び第三項において「国等の建築物」という。)を除く。)及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物(同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。)で特定行政庁が指定するもの(国等の建築物を除く。)の所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。)は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者(次項及び次条第三項において「建築物調査員」という。)にその状況の調査(これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備(以下「建築設備等」という。)についての第三項の検査を除く。)をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

- 2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者(以下この章において「国の機関の長等」という。)は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検(当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第四項の点検を除く。)をさせなければならない。ただし、当該特定建築物(第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。)のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。
- 3 特定建築設備等(昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。)で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの(国等の建築物に設けるものを除く。)及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの(国等の建築物に設けるものを除く。)の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築土若しくは二級建築土又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者(次項及び第十二条の三第二項において「建築設備等検査員」という。)に検査(これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。)をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

#### 検査② ···(P. 2)

(適用の除外)

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、 適用しない。一 文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号)の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形 民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

- 二 旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)の規定によつて重要美術品等として認定された建築物
- 三 文化財保護法第百八十二条第二項 の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物(次号において「保存建築物」という。)であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの
- 四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が 建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
- 2 <u>この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。</u>

#### 換気 ···(P. 3)

(居室の採光及び換気)

第二十八条 住宅、学校、病院、診療所、寄宿舎、下宿その他これらに類する建築物で政令で定めるものの居室(居住のための居室、学校の教室、病院の病室その他これらに類するものとして政令で定めるものに限る。)には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、住宅にあつては七分の一以上、その他の建築物にあつては五分の一から十分の一までの間において政令で定める割合以上としなければならない。ただし、地階若しくは地下工作物内に設ける居室その他これらに類する居室又は温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室については、この限りでない。

- 2 居室には換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、二十分の一以上としなければならない。ただし、政令で定める技術的基準に従って換気設備を設けた場合においては、この限りでない。
- 3 別表第一(い)欄(一)項に掲げる用途に供する特殊建築物の居室又は建築物の調理室、浴室 その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備若しくは器具を設けたもの(政令で定め るものを除く。)には、政令で定める技術的基準に従つて、換気設備を設けなければならな い。

建築基準法 (別表第一)

耐火建築物等としなければならない特殊建築物

(第六条、第二十七条、第二十八条、第三十五条—第三十五条の三、第九十条の三関係)

	(l)	(ろ)	(は)	(15)
	用途	(い)欄の用途に 供する階	合にあっては客席、 (五)項の場合にあっ ては三階以上の部分	(い)欄の用途に供する部分 ((二)項及び(四)項の場合に あっては二階の部分に限り、か つ病院及び診療所についてはそ の部分に患者の収容施設があ る場合に限る。)の床面積の合 計
(—)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他 これらに類するもので政令で 定めるもの		200㎡(屋外観覧席 にあっては、1000 ㎡)以上	

#### 劇場等の居室の換気設備(法28条3項、4項、令20条の2)

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は、集会場の居室には、換気上有効な開口部の有無にかかわらず、換気設備を設けなければならない。これらの室は、開口部があっても、通常の使用状態においては閉められていることが多いので、機械による強制換気を行うものである。したがって、これらの室に設ける換気設備は、中央管理方式の空調設備、機械換気設備又は国土交通大臣が認定した設備でなければならず、自然換気設備とすることはできない。この空調設備又は機械換気設備は、換気設備の一般基準(令129条の2の6)によるほか、有効換気量は次式による。

V**≧20Af/N(㎡/h)** Af:居室の床面積

(有効開口部による控除はない)(㎡)

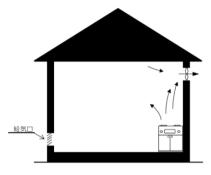
N:1人当たりの占有面積(m)ただし、3を超える時は3とする。

### 換気② ···機械換気設備の種類(<mark>換気方式</mark>)(P. 28)

換気方式	説明	図例
第1種換気	給気・排気ともに換気扇・給排気ファンなどにより強制的に行う方式です。 給気量と排気量を確実に確保することが出来、室内圧を自由に設定できる。 集会場、映画館、劇場など、 換気量を多く必要とする用途に 用いられる。	指気機 正~負圧 給気機
第2種換気	換気扇・給気ファンなどにより、外気を強制的に室内に押し込み、窓・ガラリ等から自然に屋外に排出する方式です。 室内圧が正圧になるが、気密性が低い場合は、湿気の侵入や給気ファンから遠い部分の換気が不十分となることがある。 食品店舗、ボイラー室などの用途に用いられる。	排気口 給気機 室内
第3種換気	換気扇・排気ファンなどにより、空気を強制的に室内から排出し、給気口等により空気を自然に取り入れる方式です。 室内圧が負圧になるので、周辺への臭気・熱気・汚染空気の拡散を防ぐ効果があるが、天井裏・床下・壁内の空気が室内に出てくる場合がある。 便所、浴室、台所など臭気や蒸気、燃焼廃ガスなどが排出される用途に用いられる。	排気機 章圧

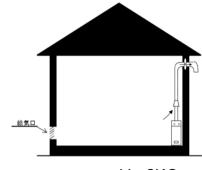
#### 換気③

### ・・・火気使用室の排気フード等の形状と必要換気量(P. 30)



V=40KQ

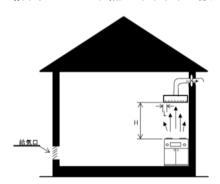
49



V=2KQ (b) バフラー付煙突

(a) 排気フードなし

排気フードが下記の(c)(d)に該当しない場合



V=30KQ

(c) 排気フード I 型

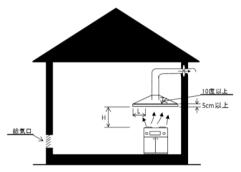
H:1m以下

L:H/10以上

H:1.0m超え

1. 2m以下

L:H/6以上



V=20KQ

(d) 排気フード II 型

H:1m以下

L:H/2以上

#### 換気④

#### 各種燃料の理論排ガス量 (P. 30)

()は旧表示

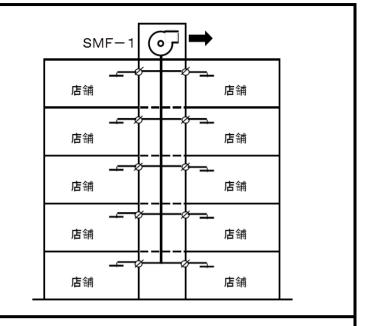
燃料	理論排ガス量		
13. イ	13. イ 発熱量		
13. □		0.93㎡∕kWh	
13. ⊔		(0.00108m³∕kcal)	
LPガス	50.2MJ∕kg	0.93㎡∕kWh	
(プロパン主体)	JU.ZIVIJ/ Kg	(12.9m³∕kg)	
灯油	43.1MJ∕kg	12.1 m <sup>3</sup> ∕ kg	
木炭	7800kcal∕kg	8.57 <b>~</b> 9.33㎡∕kg	

#### 排煙①

#### 吸引式排煙設備 機械排煙設備

火災により発生した煙を排煙機により 火災室から吸引し排出する方式で、一般 的に機械排煙と言えばこの方式をいい ます。

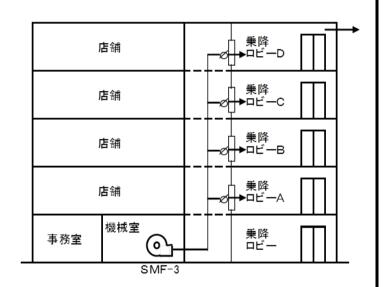
- ・居室等は施行令第126条の3及び 平成12年建設省告示第1436号
- ・付室は、平成28年国交告示 第696号第三号
- ・乗降ロビーは、平成28年国交告示 第697号
- に構造が規定されています。



#### 給気式排煙設備 機械給気+自然排煙

外気を給気送風機による機械力により 給気し、廊下等避難を目的とする空間の 室内圧力を高めて煙の侵入を防ぎ、同 時に火災室の煙を排煙口から押し出す 方式で、各室給気方式と複数室統合給 気方式があります。「押出し排煙設備」又 は「第2種機械排煙設備」とも呼ばれ、

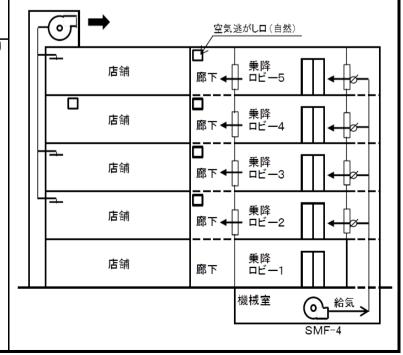
- ・居室等は、平成12年建設省告示 第1437号
- ・付室は、平成28年国交告示 第696号第四号
- ・乗降ロビーは、平成28年国交告示 第697号
- に構造が規定されています。



#### 加圧防排煙設備 機械給気+吸引併用排煙設備

外気を給気送風機による機械力により給気し、特別避難階段の付室等の防護すべき室と隣接する廊下等に圧力差を設けて煙の侵入を防ぎ、同時に隣接室等の煙を自然又は機械力により排煙する方式です。

- ·付室は、平成28年国交告示 第696号第五号
- ・乗降ロビーは、平成28年国交告示第697号
- に構造が規定されています。



# 排煙② ···特別避難階段の付室及び非常用エレベータの乗降ロビーの基準(P. 5)

	特別避難階段の付室	非常用エレベーターの 乗降ロビー	付室兼用の 乗降ロビー
給気口の	1㎡以上	1㎡以上	1.5㎡以上
開口面積	【昭44建告令第1728号第2一へ】	【昭45建告令第1833号第2一へ】	【同左】
給気風道の	2㎡以上	2㎡以上	3㎡以上
断面積	【昭44建告令第1728号第2一へ】	【昭45建告令第1833号第2一へ】	【同左】
	4㎡/sec以上	4㎡/sec以上	6㎡/sec以上
│ 排煙機の │ 排煙能力	(240㎡/min以上)	(240㎡/min以上)	(360㎡/min以上)
	【昭44建告令第1728号第2二へ】	【昭45建告令第1833号第2二へ】	【同左】

# 排煙③ .・・・吸引式(機械排煙設備)の排煙機の能力(P. 31)

区 分	構造等の要点	備考
排煙機の排煙能力	排煙能力Q ・一つの防煙区画部分を対象とする場合 Q=防煙区画面積×1㎡/min以上で、かつ、120㎡/min以上 ・二つ以上の防煙区画部分を対象とする場合 Q=最大防煙区画面積×2㎡/min以上で、かつ、120㎡/min以上 【令第126条の3第1項第九号】	<ul> <li>・防煙区画の面積にかかわらず、 最低120㎡/min以上の排煙機を 設けなければならない。</li> <li>・二つ以上の防煙区画があり最大 防煙区画面積が500㎡の場合の 排煙機の能力は、 Q=500×2㎡/min=1000㎡/min</li> </ul>
	排煙能力Q Q=対象とする防煙区画面積の 合計×1㎡/min以上で、 かつ、500㎡/min以上 【平12建告令第1436号(二)】	・劇場、集会場等(令第112条第1項 第一号に掲げるもの)で天井高3m 以上の場合に適用可能。

電源	器具	型式	外形図
-E///	ᆔ	専用形	
	白熱灯	常時は消灯しており、非常時に非常用電球(白熱電球又はハロゲン電球)が点灯する。 非常時専用の器具。	
	器具	組込形 常時は白熱電球又はハロゲン電球が 点灯し、非常時に別に組込んだ非常用 電球(白熱電球又はハロゲン電球)が点 灯する。 常時・非常時ともに使用できる器具。	第用ランプ 非常用ランプ 蓄電池
	量 光 灯	組込形 常時は蛍光ランプが点灯し、非常時に 別に組込んだ非常用電球(白熱電球又 はハロゲン電球)又は非常用蛍光ランプ が点灯する。 常時・非常時ともに使用できる器具。	
電池内蔵形	灯器 具	併用形 常時点灯する蛍光ランプの1灯が非常時(停電時)も点灯する。常時・非常時とも使用できる器具。 非常時の蛍光ランプは50%光束又は25%光束にて点灯する。	
	LED照明器具	専用形 非常時に非常用LEDランプが点灯LE D非常用照明器具。 予備電源内蔵コンセント型もある。	
		組込形 常時はLEDランプが点灯し、非常時に 別に組込んだ非常用LEDランプが点灯 する。 常時・非常時ともに使用できる器具。	
		併用形 常時点灯するLEDランプが非常時(停 電時)も点灯する。 常時・非常時とも使用できる器具。	
電池別	白熱灯器具	専用形 非常時に非常用電球(白熱電球又は ハロゲン電球)が点灯する。 ハイパワーな(100形)75Wハロゲン電 球は、工場、倉庫などの10m以上の高 天井や10k以上の照度の確保が必要な 地下街等に設置されている。	
形	*************************************	組込形 常時は蛍光ランプが点灯し、非常時に 別に組込んだ非常用電球(白熱電球又 はハロゲン電球)が点灯する。 常時・非常時ともに使用できる器具。	er er

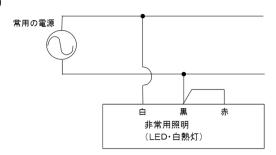
#### 非照②

#### 非常用照明器具の予備電源・配線 (P. 7)

1. 電池内蔵形非常用照明器具 注)照明器具の配線色別は、製造メーカーにより異なる場合がある

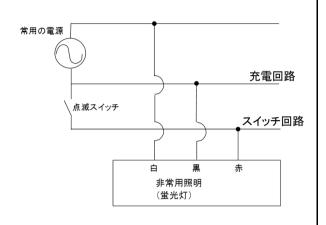
#### (1)2線引き配線例(非常用LED·白熱灯専用型)

平常時	消灯
停電時	点灯



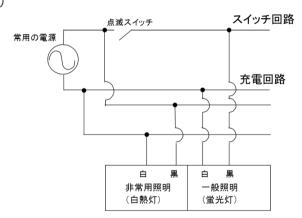
#### (2)3線引き配線例(蛍光灯併用形)

平常時	点灯·消灯
停電時	点灯(減光タイプ)

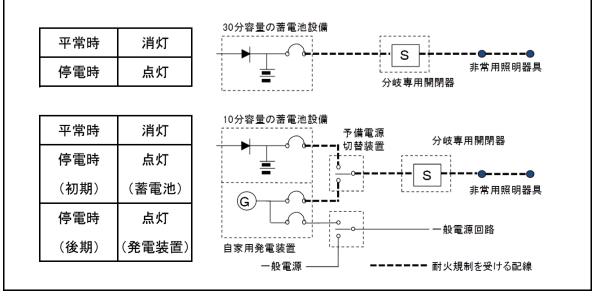


#### (3)4線引き配線例(白熱灯組込み形蛍光灯)

	一般用	非常用
平常時	点灯·消灯	消灯
停電時	消灯	点灯



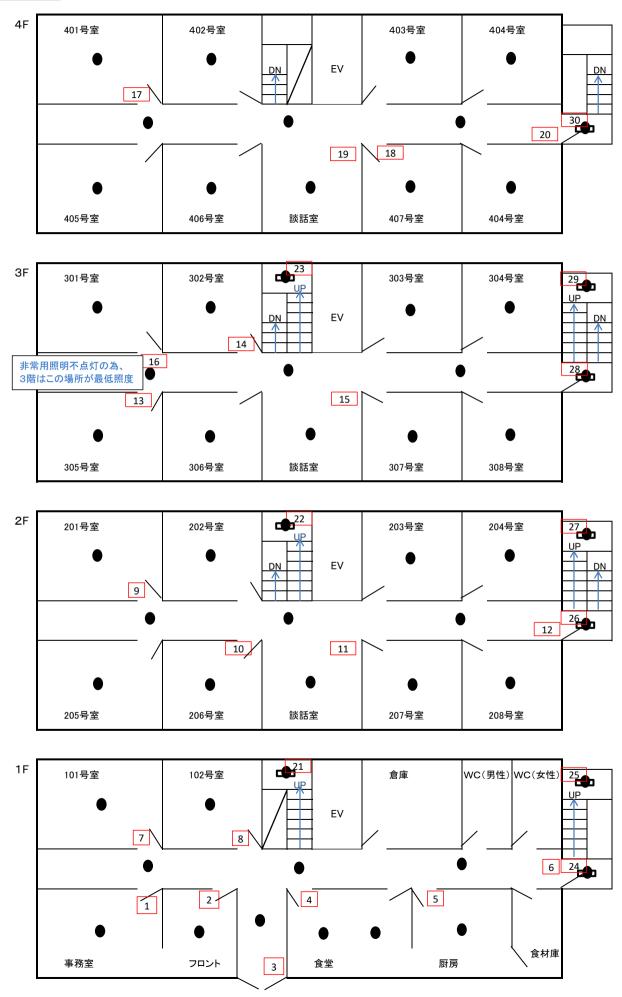
#### 2. 電源別置形非常用照明器具



#### 非照③

#### 非常用照明の照度測定箇所(参考例)(P. 34

各室の非常用照明器具点灯状況を検査して、類似室については各階毎に最低照度となる場所の照度を記録する。



#### 非照④

#### 非常用照明の環境を考慮した照度測定

外光がある程度遮断できる居室等(おおむね100 lx 以下)においての測定方法。

- 1. 一般照明を消灯し、ブラインド等により外光を遮断する。
- 2. 非常用照明を点灯し、照度を測定する。 数値=A(Ix)
- 3. 非常用照明を消灯し、同一地点の照度を測定する。 数値=B(Ix)
- 4. 非常用照明点灯時の照度と非常用照明消灯時の照度の差(以下「照度差(A-B)」という。)が、 非常用照明消灯時の照度の10%以上であれば、この照度差(A-B)を非常用照明による 照度(測定値)としてよい。
- 5. 照度差(A-B)が非常用照明消灯時の照度の10%未満の場合は、夜間等に再度測定する。 ただし、照度差(A-B)が10(Ix)以上ある場合は、照度差(A-B)を非常用照明による 照度(測定値)としてよい。

表4-1 環境を考慮した照度測定

照度差(lx)	照度測定値としての判定	備考
①A-B≧0. 1×B	0	照度差を測定値としてよい
②A−B<0. 1×B	×	改めて夜間等に測定
③A-B<0. 1×B A-B≧10	0	照度差を測定値としてよい

この表においてA及びBはそれぞれ次の数値を表すものとする。

A: 非常用照明点灯時の照度(Ix)

B: 非常用照明消灯時の照度(lx)

表4-2 環境を考慮した照度測定の例

照度		A-B	(A-B)/B	判定	備 考		
А	В	A-D	(A-B)/B	刊化	)順 <b>行</b>		
	130.0			×	消灯時の照度が明る過ぎる		
109.0	100.0	9.0	9.0%	×	照度差が10%未満		
100.0	90.5	9.5	10.5%	0	消灯時の照度が100lx以下で、 照度差が10%以上		
98.0	90.0	8.0	8.9%	×	照度差が10%未満		
68.0	60.0	8.0	13.3%	0	消灯時の照度が100lx以下で、 照度差が10%以上		
112.0	102.0	10.0	9.8%	0	消灯時の照度がおおむね100lxで、 照度差が10lx以上		

大臣指定検査項目年度別実施計画(参考例)

建物名:〇〇ホテル

種類			令和:	3年度	令和	4年度	令和	5年度	
	換気居室名		各室の 換気量	室内環境 測定記録	各室の 換気量	室内環境測定記錄		室内環境 測定記録	
	1F物販店舗		•	_		_		_	
	2F管理室			_	•	_		_	
	2F事務所			_	•	_		_	
	2Fホテルロビー	rth III		りが色で	+51.)	_	0	_	
	2F食堂	门以块	現別	の対象で	ر به المارات ا	_	0	_	
	3F客室1		•	•					
	3F客室2		•	•					
	3F客室3		•	•					
	3F客室4		•	•		令和3年	度実施済	<b>F</b>	
	3F客室5		•						
換	3F客室6		0	0	•				
気 設	4F客室1				•				
備	4F客室2				•	令和3 <b>4</b>	<b>手度実施で</b>	きな	
	4F客室3	· 合和	04年度		•		為、令和4年		
	4F客室4		年)実施		•	延期			
	4F客室5		1 / / / / / /		•		1		
	4F客室6				•	•			
	5F客室1						0	0	
	5F客室2						0	0	
	5F客室3			<b>一</b> 令和	15年度		0	0	
	5F客室4				予定		0	0	
	5F客室5						0	0	
	5F客室6						0	0	
	中央管理室における制御 び作動状況の監視の状			•					
排	排煙区画名		排煙口の 排煙風量		排煙口の 排煙風量			排煙口の 排煙風量	
煙設	1F物販店舗								
備	2F管理室					•			
機	2F事務所					•			
械	2Fホテルロビー						(	)	
排煙	2F食堂						(	0	
Ų )	中央管理室における制作 び作動状況の監視の状			•					

※提出の必要はありませんが、このような3年に1度の実施計画書を作成されることをお勧めします。

国土交通大臣が定める1年から3年までの間に1回行う検査項目については、このような様式の実施計画書を作成しておくことで検査項目や履歴等が分かり易くなります。

	No	質問 Q	回答 A
	1	法的に必要でない室に任意で換気設備を設置していて、防火ダンパーが設置されている時は、検査の対象となるのか?	無窓居室・火気使用室・居室(劇場、集会場等)がなければ、換気設備は報告の対象となりません。
換	2	延焼のおそれのある部分に設置された防火ダン パーは設備検査又は建築調査のどちらの対象と なるのか?	「延焼のおそれのある部分に設置された防火 ダンパーは、特定建築物調査員の調査によ る」とされています。
設 備	3	点検口が無い等の理由により検査できない場合、3(1)~(4)、(6)、(7)の検査項目の判定はどのようにするのか?	点検口が無い等の理由により検査できない場合、動作の音や風量の変化を検査員の判断で確認出来る場合もありますが、安全性の確認が出来ないのであれば、「要是正」での報告が妥当と思われます。
	4	換気設備を設置すべきなのに、未設置の場合、 「要是正」はどの検査項目にするのか?	無窓居室・居室等なら1(9)、火気使用室なら2 (13)が妥当と思われます。
	1	排煙口が設置すべきなのに、未設置の場合、 「要是正」はどの検査項目にするのか?	局所的な場合は1(18)が妥当と思われます。
排煙設備	2	点検口が無い等の理由により検査できない場合、1(26)~(28)、(30)、(31)の検査項目の判定はどのようにするのか?	点検口が無い等の理由により検査できない場合、動作の音や風量の変化を検査員の判断で確認出来る場合もありますが、安全性の確認が出来ないのであれば、「要是正」での報告が妥当と思われます。
	3	4(5)に「始動用の空気槽の圧力」とあるが、どの ようなことなのか?	発電機のエンジンを始動させる場合に、セルモーターによることが一般的ですが、大型エンジンの場合、大きな力(大容量の蓄電池)が必要なことから、圧縮空気による始動を行うことがあります。この場合、近くに円柱状の空気タンクと圧縮機があります。
	1	非常用の照明装置が設置すべきなのに、未設置 の場合、「要是正」はどの検査項目にするのか?	局所的な場合は2(2)が妥当と思われます。
非常用照明	2	電池内蔵形非常用の照明器具の試験で点灯しない場合、「要是正」はどの項目になるのか?	僅かでも点灯すれば蓄電池容量不足で2(1)と思われますが、全く点灯しない場合は、1(1)球切れ・2(1)器具本体故障・蓄電池故障が考えられ、2(2)照度不足も生じます。また、充電ランプが不点灯の場合は、4(1)も要是正となります。
	3	ホテル等で部屋数がかなり多くあり照度測定が 大変ですが、全ての部屋を測定する必要がある のでしょうか?	全室一通り照明器具の設置・点灯状況を検査 して、照度が低いような部屋を各階・器具の種 類毎に抽出し測定して下さい。

